

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年12月22日
【事業年度】	第12期(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
【会社名】	株式会社クラウドワークス
【英訳名】	CrowdWorks Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 浩一郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03-6450-2926
【事務連絡者氏名】	取締役 月井 貴紹
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03-6450-2926
【事務連絡者氏名】	取締役 月井 貴紹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年9月	2023年9月
売上高 (千円)	8,749,813	8,728,350		10,574,552	13,210,655
経常利益 又は経常損失() (千円)	67,252	311,993		946,817	1,238,339
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属 する当期純損失() (千円)	127,604	53,347		802,873	1,096,574
包括利益 (千円)	177,596	27,356		808,682	1,084,218
純資産額 (千円)	3,245,357	3,127,226		4,666,240	6,039,056
総資産額 (千円)	6,328,583	5,108,916		7,638,497	9,995,020
1株当たり純資産額 (円)	209.51	205.38		299.66	372.95
1株当たり当期 純利益又は1株当たり 当期純損失() (円)	8.63	3.51		52.60	71.23
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)				51.74	70.04
自己資本比率 (%)	50.4	61.2		59.9	57.9
自己資本利益率 (%)				17.5	21.2
株価収益率 (倍)				32.6	20.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	346,433	989		1,152,360	1,349,431
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	162,648	536,584		262,357	1,168,337
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	198,067	383,118		8,343	436,342
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	3,266,442	3,418,919		5,117,461	5,734,898
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用 人員〕 (名)	336 〔33〕	190 〔22〕	[]	257 〔49〕	374 〔59〕

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第8期及び第9期は、潜在株式が存在するものの、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
2. 自己資本利益率については、第8期及び第9期は、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 株価収益率については、第8期及び第9期は、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(アルバイト・パートタイマー)は年間平均人員を〔 〕内にて外数で記載しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
6. 第10期は、連結財務諸表を作成しておりませんので、第10期の連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、第11期の自己資本利益率は、連結初年度のため、期末自己資本に基づき計算しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年9月	2023年9月
売上高 (千円)	4,669,344	5,458,279	7,769,472	10,449,068	12,023,954
経常利益 又は経常損失() (千円)	119,337	331,383	645,191	1,000,150	1,349,127
当期純利益 又は当期純損失() (千円)	98,925	105,172	622,421	791,033	1,192,113
持分法を適用した場合 の投資損失() (千円)			20,456		
資本金 (千円)	2,687,217	2,688,567	2,691,267	2,697,177	2,751,307
発行済株式総数 (株)	普通株式 15,210,160	普通株式 15,225,160	普通株式 15,255,160	普通株式 15,271,460	普通株式 15,509,960
純資産額 (千円)	3,235,479	3,153,276	3,794,564	4,674,857	6,119,666
総資産額 (千円)	5,075,646	5,038,643	6,201,268	7,585,307	9,654,683
1株当たり純資産額 (円)	212.56	207.09	247.53	300.22	379.67
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期 純利益又は1株当たり 当期純損失() (円)	6.69	6.91	40.84	51.82	77.43
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 (円)			40.08	50.98	76.14
自己資本比率 (%)	63.7	62.6	60.9	60.4	61.0
自己資本利益率 (%)			18.0	18.9	22.8
株価収益率 (倍)			41.0	33.1	18.6
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)			868,792		
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)			95,370		
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)			5,086		
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)			4,219,115		
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用 人員〕 (名)	161 〔22〕	162 〔20〕	189 〔33〕	252 〔49〕	331 〔58〕
株主総利回り (%) (比較指標： 東証グロース指標)	70.6 (81.3)	90.0 (113.8)	108.1 (104.6)	110.8 (82.0)	93.1 (87.6)
最高株価 (円)	2,544	1,635	2,194	1,814	2,050
最低株価 (円)	1,078	538	1,133	808	1,173

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第8期及び第9期は、潜在株式が存在するものの、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
2. 自己資本利益率については、第8期及び第9期は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 株価収益率については、第8期及び第9期は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(アルバイト・パートタイマー)は年間平均人員を〔 〕内にて外数で記載しております。
6. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。

7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
8. 第8期、第9期、第11期及び第12期は、連結財務諸表を作成しておりますので、第8期、第9期、第11期及び第12期の持分法を適用した場合の投資損失、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2 【沿革】

当社の創業者である吉田浩一郎は、インターネット業界における10年以上の経験と過去の起業における経験から、世界的な広がりを見せるシェアリングエコノミーの一つ「クラウドソーシング」が実現する「時間と場所にとらわれない新しい働き方」の可能性に着目し、日本国内での展開を検討、その後当社を設立しております。

年月	概要
2011年11月	クラウドソーシング(注)サイトの運営を目的として、東京都新宿区においてクラウドワーク株式会社を設立
2011年11月	社名を株式会社クラウドワークスに変更
2012年2月	本社を東京都港区赤坂に移転
2012年3月	クラウドソーシング「クラウドワークス(CrowdWorks)」のサービス開始
2013年2月	本社を東京都渋谷区道玄坂に移転
2014年2月	国土交通省、総務省、厚生労働省、経済産業省、四省が後援する「第14回テレワーク推進賞」で、最高賞である「会長賞」を受賞
2014年10月	本社を東京都渋谷区神南に移転
2014年12月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2015年1月	経済産業省創設 第1回「日本ベンチャー大賞」でワークスタイル革新賞を受賞
2015年4月	クリエイターに特化したマッチングサービス「クラウドテック」の開始
2015年11月	本社を東京都渋谷区恵比寿に移転
2016年12月	関西エリアのクラウドソーシング普及のため大阪営業所を開設
2017年4月	オンライン秘書マッチングサービス「ビズアシスタントオンライン」を開始
2017年5月	株式会社gravieeを子会社化
2017年8月	顧問マッチングサービス「ブレンパートナー」を開始
2017年9月	九州エリア初の拠点 福岡営業所を開設
2017年11月	中期経営方針として「クラウドスコア構想」を発表 株式会社電縁の67%の株式を取得し、子会社化
2018年1月	習い事マッチングサービス「サイタ」事業を譲受 株式会社ビズアシ、株式会社ブレンパートナーを分社化
2018年2月	株式会社電縁を完全子会社化
2018年5月	三菱UFJフィナンシャル・グループとフィンテック推進に向け資本業務提携 大和証券グループと資本業務提携
2018年7月	三菱UFJフィナンシャル・グループの戦略子会社Japan Digital Design株式会社とウォレットアプリ開発を目的とした合弁会社 株式会社クラウドマネーを設立
2018年12月	株式会社ビズアシ「Work story Award2018」を受賞
2019年4月	株式会社ビズアシ 大阪営業所を開設
2019年5月	ウォレット事業からの撤退により、株式会社クラウドマネーを解散
2019年6月	SDGsの取組み「包括性プロジェクト」を開始

年月	概要
2020年6月	株式会社ブレンパートナーを吸収合併
2020年7月	受託事業の子会社である株式会社電縁、アイ・オーシステムインテグレーション株式会社をSBテクノロジー株式会社に売却し、受託事業から撤退
2021年1月	株式会社ビズアシおよび株式会社gravieeを吸収合併
2021年8月	プロジェクト管理サービス「クラウドログ」、IT導入補助金2021の対象サービスとして認定
2021年10月	コデアル株式会社の株式を取得し、連結子会社化
2021年11月	創立10周年、新ミッション「個のためのインフラになる」に変更
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行
2022年4月	オンライン月額定額決済サービスを運営する株式会社グルトの株式を取得し、子会社化
2022年10月	RPAでDXを推進する Peaceful Morning株式会社の株式を取得し、連結子会社化
2023年4月	正社員副業人材特化のマッチングサービスを運営する株式会社シューマツワーカーの株式を取得し、連結子会社化 コデアル株式会社を吸収合併
2023年10月	クリエイター特化の人材派遣・転職サービスを運営する株式会社ユウクリの株式を取得し、連結子会社化

(注) インターネットを利用して不特定多数の人に業務を発注したり、受注者の募集を行うことができるサービスの総称

3 【事業の内容】

当社は「個のためのインフラになる」というミッションを掲げ、インターネットを活用して個人が報酬を得るための仕組みであるオンライン人材マッチング事業を推進しております。

当社の「マッチング」事業においては、日本最大級のオンライン人材プラットフォームである「クラウドワークス」を中心に、さまざまな顧客ニーズに対応できる複合サービスを展開しております。仕事を依頼したい企業と働きたい個人をインターネット上で直接マッチングするプラットフォームサービス「クラウドワークス」や、プラットフォームのユーザー共通基盤をベースにエンジニアやデザイナーをマッチングするエージェント型サービスの「クラウドテック」、事務アシスタントに特化してマッチングサポートを行う「ビズアシ」、ハイクラス副業人材に特化してマッチングサポートを行う「クラウドリンクス」「リンクスエージェント」などを展開しております。また、「ビジネス向けSaaS」事業では企業向けの業務管理ツールを提供する「クラウドログ」を展開しております。

当連結会計年度におけるセグメント情報及び事業内容との関連は次のようになっております。

(マッチング事業)

マッチング事業では、日本最大級のオンライン人材プラットフォームである「クラウドワークス」を運営しております。同サービスに企業が登録した仕事の依頼に個人が応募し、個人のスキルや条件が仕事依頼に合致すればマッチングが成立します。企業はプラットフォームに登録する個人(クラウドワーカー)の中から、必要な時に必要なスキルを持つ人材に仕事を依頼でき、個人は自ら顧客開拓を行うことなく仕事をする機会を得ることができます。マッチング後も、原則的にオンラインで成果物の納品・検収、報酬の決済が行われるため、個人にとっては時間や場所にとらわれることのない働き方が実現できます。これにより、子育てや介護を理由にフルタイムで働くことが難しい方や、より自由なライフスタイルを求めるエンジニアやクリエイター、副業・兼業希望者への新たな活躍の場を提供しております。

また、より専門性の高い人材を定期的に活用したい企業に対して、プロフェッショナルなエンジニアやデザイナーをマッチングする「クラウドテック」や、事務アシスタントをマッチングする「ビズアシ」、ハイクラスビジネス人材を副業形式でマッチングする「クラウドリンクス」なども展開しております。

マッチング事業の課金形態は以下の通りであり、それぞれの収入を売上として計上しております。

マッチング事業	ダイレクトマッチング (システム型マッチング)	受注者	①システム利用料(手数料) 報酬額の5~20%(報酬額により変動)
		発注者	②仕事依頼時に応募を多く集めるための有料オプション等 8,000円~15,000円(発注者が仕事依頼時に任意選択)
		発注者	③データベースの閲覧・利用機能に応じた月額利用料
	エージェントマッチング (サポート型マッチング)	発注者	④業務の専門性、稼働時間に応じた業務委託料+手数料 (受注者に払う業務委託料を含む)

ダイレクトマッチング(システム型のマッチング契約): 業務委託料に対する システム利用料(手数料)および、オプション料を売上として計上。データベース課金契約については 月額利用料の総額を売上として計上。

エージェントマッチング(サポート型のマッチング契約): 業務委託料+手数料の総額を売上として計上。

(ビジネス向けSaaS事業)

ビジネス向けSaaS事業では、企業向けの工数管理ツール「クラウドログ」を運営しております。大手企業の顧客開拓を中心に導入社数を順調に伸ばしており、さらなる成長に向けた投資を実施しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社)				(所有)	
Peaceful Morning 株式会社	東京都 渋谷区	1,600	RPAに関する専門メディア 「RPA HACK」の運営等	100.00	役員の兼任1名
株式会社 シューマツワーカー	東京都 渋谷区	100,000	副業マッチングプラット フォームの運営	62.67	役員の兼任1名

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
マッチング事業	282 (49)
ビジネス向けSaaS事業	36 (6)
その他	28 (4)
全社(共通)	28 (1)
合計	374 (59)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 臨時従業員数(アルバイト・パートタイマー)は年間平均人員を()内にて外数で記載しております。
3. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。
4. 当社グループは、複数セグメントが共通の顧客基盤を活用し相互に連携するため、同一の従業員が複数の事業に従事する場合があります。

(2) 提出会社の状況

2023年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
331 (58)	32.7	2.4	5,600

2023年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
マッチング事業	239 (47)
ビジネス向けSaaS事業	36 (6)
その他	28 (4)
全社(共通)	28 (1)
合計	331 (58)

- (注) 1. 従業員数は、当社から当社外への出向者を除く就業人員数であります。
2. 臨時従業員数(アルバイト・パートタイマー)は年間平均人員を()内にて外数で記載しております。
3. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。
4. 当社は、複数セグメントが共通の顧客基盤を活用し相互に連携するため、同一の従業員が複数の事業に従事する場合があります。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当事業年度						補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注)2		労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1			
	正規雇用労働者	パート・有期労働者	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
20.8	70.0	0.0%	69.1	74.7	121.4	-

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループは『世界で最もたくさんの人に報酬を届ける会社になる』というビジョンを掲げ、インターネットを活用して個人が報酬を得るための仕組みであるクラウドソーシングを中心としたオンライン人材マッチング事業を推進しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは上記に掲げたビジョン実現に向け、「個のためのインフラになる」というミッションのもと、すべての働き手に対する報酬の獲得機会や働く選択肢の拡大を行うだけでなく、人手不足に悩む企業に柔軟な人材調達方法の提供を通して市場拡大に努めております。こうした中、当社グループはサービス上で取引される契約の総額である流通取引総額と売上総利益の最大化を最優先事項と捉え、その流通取引総額から生み出される売上総利益を成長原資として事業に再投資することで、継続的な成長と利益拡大を実現していく方針を採用しております。特に、慢性化する人手不足の問題に対し、企業のフレキシブルな人材活用ニーズは年々高まっていくと考えており、2023年9月期についても引き続きマッチング事業への集中と生産性向上に取り組み、成長率の向上と利益拡大を図ってまいりました。

(2) 事業環境

当社グループを取り巻く事業環境においては、日本の構造的な人手不足による企業における採用難、物価上昇に伴う家計リスクの増大に起因する新たな収入源確保の動きがより一層活発に見られています。政府は労働移動の円滑化を目的として、企業における副業者や兼業者の活用を推進する施策を実行し、またフリーランスを企業と同じ「独立した意思のある存在」として認める特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律を2024年秋頃までを目途に施行される見込みです。コロナ禍以降の企業や個人の働き方に関する価値観が更に多様化した中で、企業においてもフリーランス・副業等の人材を活用した生産性向上の動きも見られ始めています。

こうした流れは当社グループにとって追い風であり、2023年9月末時点で登録ユーザー数は588.6万人（前年同期比+61.1万人）、登録クライアント数は93.3万社（前年同期比+8.4万社）となりました。

当社グループは「個のためのインフラになる」というミッションのもと、中長期目標「売上総利益CAGR20%以上10年継続」に、今年度から新たに売上高300億円、EBITDA（Non-GAAP）25億円、営業利益年間成長率+10%以上に向けた中期経営目標「YOSHIDA300」を追加しました。その実現に向けて、既存事業では主軸であるマッチング事業のアカウントセールス体制によるクライアント1社あたりの契約単価向上及び売上・利益の拡大並びにSaaS事業の成長、M&Aでは当社の主軸であるマッチング事業と親和性が高い事業への規律ある投資、人材育成では研修を通じた次期経営人材の輩出、そして人的資本経営による企業価値向上に取り組んでおります。

(3) 中長期の成長に向けて対処すべき課題等

今般グループでは、継続的な成長実現のため、以下の事項を重要課題として取り組んでまいります。

サービスの安全性及び健全性の確保

当社グループが運営する「クラウドワークス」では、不特定多数のユーザー同士が自由にメッセージ機能を利用して取引を行います。ユーザーが安心・安全に取引を行える場を提供するため、不正利用や違反行為などに対する監視体制強化に継続的に取り組んでまいります。

人材の育成

当社グループはミッション「個のためのインフラになる」実現のために、人への投資は重要な課題と考えています。新たに採用した人材の育成ならびに体制整備のため、企業文化の浸透を目的とした「CW Culture」及び「パーパス経営」フレームワークを通じて、当社のミッションと個人の働く目的や社会的な意義を接続するとともに、日々の業務課題に対する生産性向上をはじめとする様々なポリシーやソリューションの共有により、社員それぞれが「個」として成長できる枠組みを運営しています。引き続き、社員一人一人がより一層活躍できる組織体制を整えてまいります。

認定ワーカーの確保

当社グループのマッチング事業拡大において、認定ワーカー及びハイスキル・ハイクラスのフリーランスや副業ワーカーの確保が重要と考えています。そのため、メディアに向けた積極的な広報活動に加え、インターネットを活用したマーケティングや広告活動により、認知度向上の取り組みを引き続き強化してまいります。また、当社が運営する「みんなのカレッジ」を通じては、ワーカーにも学びの場を提供しており、ワーカーコミュニティの育成に引き続き取り組んでまいります。

M&Aとシナジーの創出

中長期目標の達成に向けて、マッチング事業と周辺領域の事業基盤をより強化し発展させるため、M&Aに注力しています。中でも当社グループが保有する国内最大級のクライアント・ワーカーデータベースを活用し、シナジーを生み出す企業等のM&Aを積極的に推進してまいります。

内部管理体制の強化

更なる事業拡大を推進し、企業価値を向上させるためには、効率的な業務遂行体制を基盤としながら、内部管理体制を強化していく事が重要な課題であると認識しています。社員に対する研修等を行うことで内部管理体制の強化及びコンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

(4) その他経営における重要な取り組み

生産性向上に関する取り組み

当社グループは、2020年9月期に策定した生産性向上ポリシーに則り、継続的な生産性の改善活動を行っております。主な取り組みとして週1回開催する全社朝会において生産性向上ピッチを実施し、部門を横断してナレッジを共有するなど、全社最適で生産性向上に取り組んでおります。

人材に関する取り組み

当社グループは、柔軟な働き方を実現・体現する企業として、「フルフレックス」「フルリモートワーク」といった人事制度や「副業制度」を導入し、社員の働き方の柔軟性を高めるだけでなく、社員のリスクリングの機会や能力向上を図るための「書籍購入制度」を設けるなど、生産性を最大化する取り組みを行っております。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループは「個のためのインフラになる」をミッションとし、あらゆる個人が仕事を通じて輝ける、働く環境における新しいインフラ作りを目指しています。これまでに、インターネット上で仕事を受発注できる「クラウドワークス」をはじめとする様々なサービス群により、時間や場所、年齢に関係無く報酬を得る機会を創出してまいりました。

ミッションの「個のためのインフラになる」の先にあるのは、社会活動の一つである仕事により、誰もが“自分らしい”と感じるライフスタイルと人生を実現できる世界であり、それはSDGs（持続可能な開発目標）の理念である「地球上の誰一人として取り残さない」世界の実現に呼応するものと考えています。

私たちは事業活動と、社内での新しい報酬の得かたの実践を通じ、今後はクラウドワーカーやクライアント企業、政府、行政、メディア、株主などのステークホルダーの皆さまと共に「持続性と包摂性を持った社会」を一緒に創出していきたいと考えています。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

- ESG経営とSDGsの実現及びCWの重要指標特定に向けたフレームワーク -
- ~マテリアリティの特定に向けて~

当社グループは現在、ミッションとして掲げている「個のためのインフラになる」を実現するために当社と全てのステークホルダー及び社会が持続的に成長するための重要な経営指標の特定プロセスにあります。

特に当社は「テクノロジーやDX推進による労働機会の拡大（及び誰もが報酬を得ることができる環境の提供）」を目指しており、労働機会拡大にむけた重要課題について、日々変化する労働市場環境を踏まえた議論を進めています。また、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」の17目標と当社の重要課題を関連付けて特定していくことで、SDGs目標の解決を目指してまいります。



ガバナンス

当社グループは、執行役員及び各部門責任者で構成される経営会議等において、当社グループのサステナビリティ及びESGに関する様々なリスク及び機会について、他のリスク及び機会と合わせて一元的に俯瞰し、これらの監視及び管理に努めるとともに、新たな想定リスク及び機会の抽出、対応方法の協議等を行うこととしております。経営会議等の議論内容のうち、重要事項については取締役会に報告を行うこととしており、これらの監視及び管理体制が適切に機能しているかは取締役会において管理・監督する体制となっております。

当社グループのガバナンスに関する詳細は、「4．コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載の通りです。

リスク管理

当社グループは、事業の安定的・継続的發展を確保するため、リスク管理規程を制定しており、サステナビリティ及びESGにおいて想定されるリスクをその他のリスクと合わせて一元的に俯瞰し、必要な対策を講じることとしております。

当社グループのリスク管理の詳細は「3．事業等のリスク」に記載の通りです。

人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

当社グループは、グループミッションである「個のためのインフラになる」を実現するために最も重要な資本が人だと考えています。従業員やクラウドワーカーを含む個の成長が企業成長に繋がり、それがミッション達成に繋がると考えているからです。

当社グループが考える人的資本価値とは、能力向上（＝給与向上）×平均勤続年数の引上げと考えており、能力向上においては、下記のような様々なリスクリング制度を設けています。

- ・ 経営塾、若手経営塾
マネージャーや若手幹部候補が取締役から経営について学ぶ塾
- ・ 女性経営者を目指す会
マネージャーや若手幹部候補が女性経営者から経営について学ぶ塾
- ・ BizDev塾
新規事業開発、既存事業グロース、PMIにおいて、
ビジネスデベロップメント職種のコアとなる人材を育成する塾
- ・ 書籍購入制度
年間4万円の書籍購入ができる制度

勤続年数引上げにおいては、月次サーベイ・エンゲージメント調査・アンケート、定期的なマネージャーとの1on1ミーティング等を実施することで、一人一人に合った能力開発方法の提案・実行に繋がっています。また、従業員に働きやすい環境を提供するために、育児休暇や時短勤務取得の促進、給与に関するアンケート調査等も行っています。クラウドワーカーへは、前期よりワーカーサポート体制を充実させており、気軽に意見交換ができる環境/関係性の構築強化に注力しています。

指標及び目標

当社グループでは、上記戦略において記載した、人材の能力向上に関する方針及び社内環境向上に関する方針について以下の指標及び目標を設定しています。

項目	FY2021	FY2022	FY2023	定義・目標
マネージャー数	22名	37名	48名	マネージャー数と全社員の比率1:7を現段階の目標とする
女性のマネージャー比率	18.2%	10.8%	20.8%	FY2026には30%を目標とする
女性の役員比率	9.1%	9.1%	0.0%	FY2026には2名の女性役員登用を目指す
平均年収(千円)	5,446	5,504	5,600	目標については社内で議論中
平均給与上昇率	+7.4%	+6.2%	+2.6%	1人あたりの粗利拡大が平均給与上昇率に繋がる循環を目指す
【全労働者】 男性の年間平均賃金に対する女性の年間平均賃金の割合	-	-	69.1%	目標については社内で議論中
【正規社員】 男性の年間平均賃金に対する女性の年間平均賃金の割合	-	-	74.7%	目標については社内で議論中
【非正規社員】 男性の年間平均賃金に対する女性の年間平均賃金の割合	-	-	121.4%	目標については社内で議論中
女性の育児休暇取得率	100%	100%	100%	今後も100%の継続を目指す
男性の育児休暇取得率	60.0%	50.0%	70.0%	目標については社内で議論中
女性の育児休暇復帰率	100%	100%	100%	今後も100%の継続を目指す
時短勤務利用者数	4名	4名	3名	家庭の事情などに伴う時短制度の利用者数。時短申し出に対して積極的に支援する方針
リファラルによる採用率	7.1%	10.0%	13.5%	社員の紹介による新規採用数。30%以上を目指す
持株会参加率	22.5%	20.6%	56.5%	株主・経営者・従業員が同じ目線で事業運営を行うことで株主価値最大化を目指す。FY2026には70%を目指す

3 【事業等のリスク】

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 制作外注市場・人材市場の変動による影響

当社グループは、市場拡大にむけて流通取引総額の最大化ならびに、売上高と売上総利益の成長を重視するため、マッチング事業への継続的な投資によって顧客獲得数の最大化と発注単価の向上を進めるほか、利益拡大にむけて生産性向上の取り組みを進めてまいります。しかしながら、世界的な景気後退による人材市場への影響、その他予期せぬ市場競争環境並びに景気動向の変化によって、顧客の外注ニーズや人材調達ニーズの減少が発生した場合には、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。なお、新型コロナウイルス感染症の長期化の影響は軽微である想定ですが、今後の影響度や範囲を合理的に推定することは困難であります。

(2) ハイスキル人材の獲得競争激化

当社グループは企業にマッチングするフリーランスや副業人材を獲得するために、プラットフォームである「クラウドワークス」を中心とするマーケティングを行っております。プラットフォームのSEOや認知度を武器に、グループ全体で効率的な人材獲得を行っておりますが、エンジニアやデザイナーなど専門スキルを有する人材の獲得競争が激化した場合は、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 景気減速による人材需要の低下

日本は構造的な人材不足であり、人手不足に悩む企業のニーズに対してフリーランスをはじめとする人材を柔軟にマッチングして提供する当社グループのサービス需要は年々高まっております。一方で、世界的な物価高や景気後退に伴い企業の景況感が大幅に悪化し人材需要が低下した場合には、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 広告・マーケティングによる影響

当社グループは、デジタルマーケティングによる広告投資を継続的に実施することにより、新規ユーザーの獲得を図っております。今後もSEOやリスティング広告を中心にユーザー獲得を進めてまいります。検索エンジンのアルゴリズムの変化や競合他社の参入による広告単価の上昇など広告効率の悪化等が発生した場合には、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(5) サイトの安全性及び健全性確保について

当社グループが運営する「クラウドワークス」では、不特定多数のユーザー同士がサービス内でメッセージ機能などを利用してコミュニケーションを図ることにより取引を行っており、これらのコミュニケーションを通じた個人情報流出や違法行為、また、決済サービスを利用した不正等が行われる危険性があります。当社グループでは、このような行為が行われることを防ぐため、利用規約及び各種ガイドラインを制定し対応するほか、ユーザーが違反を発見した場合には、当社グループ宛に通知が届く違反報告制度の設置や悪質案件の検出機能により、健全性を損なう恐れのある案件に対して適切かつ効率的に対応できる体制を整備しております。しかしながら、「クラウドワークス」内において利用規約及び各種ガイドラインでは対応しきれないトラブルが発生した場合には、当社グループのサービスの信用力低下やイメージの悪化、さらには取引金額の未回収リスクが高まるなど、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(6) システムトラブルによる影響

当社グループのサービスは、インターネットを介した業務が多数行われており、そのサービス基盤はインターネットに接続するための通信ネットワークに依存しております。安定的なサービス運営を行うために、サーバー設備等の強化や社内体制の構築を行っておりますが、アクセスの急激な増加等による負荷の拡大や地震などの自然災害や事故などにより予期せぬトラブルが発生し、大規模なシステム障害が起こった場合には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(7) 内部管理体制の構築に関する影響

当社グループの継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスが適切に機能することが必要不可欠であると認識しております。管理部門の経験のある人材を確保しつつ、管理体制の強化を図ることで業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、各社内規程及び法令遵守を徹底してまいります。事業が急拡大することにより、コーポレート・ガバナンスが有効に機能しなかった場合には、適切な業務運営を行う事ができず、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 企業買収による影響

当社グループは、成長戦略の一環として、新たな事業領域への進出、新技術・ビジネス基盤の獲得、既存事業の競争力強化などを目的とした企業買収を推進しています。具体的な実施にあたっては入念な調査・検討を行っておりますが、買収後に当初期待した成果が十分に得られなかった場合には、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 重要な訴訟等に関するリスク

当社グループは、現在においてその業績に重要な影響を与えうる訴訟等に関与してはおりませんが、当社グループの事業活動等が今後重要な訴訟等の対象となった場合、その結果によっては当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 法令、規制に関する影響

当社グループは、法令・規制に則り適切な事業運営ならびに法令遵守に努めております。しかしながら、予期せぬ法令、規制の強化、改正が生じたこと等により、適切な対応ができなかった場合には、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の保護

当社グループが運営する各サービスでは、メールアドレスをはじめとする利用者本人を識別することができる個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。これらの個人情報については、個人情報保護方針に基づき適切に管理するとともに、社内規程として個人情報保護規程を定めており、社内教育の徹底と管理体制の構築を行っております。しかしながら、何らかの理由でこれらの個人情報が外部に流出したり、悪用されるといった事態が発生した場合には、当社グループの事業及び業績並びに企業としての社会的信用力に重要な影響を及ぼす可能性があります。

法的規制

当社グループが運営する「クラウドワークス」は、「電気通信事業法」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「特定商取引に関する法律」、「プロバイダ責任制限法」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」等といった法規制の対象となっております。これらの法規制を遵守した運営を行ってきており、今後も社内教育や体制の構築などを行っていく予定です。しかしながら、今後新たな法令の制定や、既存法令の強化などが行われ、当社グループが運営する事業が規制の対象となるなど制約を受ける場合には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権

当社グループが運営する事業に関する知的財産権の獲得に努めるとともに、運営する「クラウドワークス」内においては、違反報告制度を導入するなど、第三者の知的財産権侵害などが起こらないような管理体制の構築を行っております。しかしながら、当社グループの認識していない知的財産権が既に成立していることにより事業運営が制約を受ける場合や、第三者の知的財産権侵害が発覚した場合などにおいては、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(11) その他

当社グループは、既存事業における成長率の向上や生産性の改善、ならびに新規事業の立ち上げを積極的に推進すべく、コンプライアンスやリスク管理体制及び情報セキュリティ管理体制の整備にも取り組んでおります。しかしながら、当社グループが事業を遂行する限りにおいては、同業他社及び他業種企業と同様に、世界及び各地域における経済環境、自然災害、戦争、テロ、感染症等の不可抗力、金融・株式市場、政府等による規制、仕入先の供給体制、商品・不動産市況、国内外での人材確保、標準規格化競争、重要人材の喪失等の影響を受けた場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼすことが想定されます。

増収増益と継続的な投資について

当社グループは、マッチング事業への集中投資と生産性向上方針の継続により、2023年9月期は過去最高益を更新しました。2024年9月期においても売上成長と利益創出の両立を図り、増収増益を目指しつつ、新規事業への投資によって更なる成長を目指します。このため、予実管理及び投資効果の測定を徹底し、業績の進捗状況を確認してまいります。投資の効果が期初計画を大幅に下回った場合は、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社取締役、当社子会社取締役、当社従業員に対するインセンティブ、及び、資金調達を目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。2023年9月30日時点で新株予約権による潜在株式数は599,400株であり、発行済株式総数15,509,960株の3.86%に相当しております。

税務上の繰越欠損金について

第12期事業年度末には、当社に税務上の繰越欠損金が存在しております。そのため、現在は通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課せられておりませんが、今後、当社グループの業績が事業計画に比して順調に推移し、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに重要な影響を与える可能性があります。

自然災害に関するリスク

地震、風水害等の自然災害により事務所、システム等の設備、社員等に被害が発生するリスクに対して、事業継続計画（BCP）の策定、防災訓練の実施、社員安否システムの導入検討等、防災管理体制強化の対策を講じておりますが、被害を完全に回避できるものではなく、災害の規模によっては主要設備、データの損傷等により、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

（1）経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス拡大による社会経済活動の制約が解消され、国内経済は徐々に持ち直しが期待されております。一方、世界的な情勢不安や物価上昇などにより国内外の経済的な見通しは不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境においては、日本の構造的な人手不足による企業における採用難、物価上昇に伴う家計リスクの増大に起因する新たな収入源確保の動きがより一層活発に見られています。政府は労働移動の円滑化を目的として、企業における副業者や兼業者の活用を推進する施策を実行し、またフリーランスを企業と同じ「独立した意思のある存在」として認める特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が2024年秋頃までを目途に施行される見込みです。コロナ禍以降の企業や個人の働き方に関する価値観が更に多様化した中で、企業においてもフリーランス・副業等の人材を活用した生産性向上の動きも見られ始めています。

こうした流れは当社グループにとって追い風であり、2023年9月末時点で登録ユーザー数は588.6万人（前年同期比+61.1万人）、登録クライアント数は93.3万社（前年同期比+8.4万社）となりました。

当社グループは「個のためのインフラになる」というミッションのもと、中長期目標「売上総利益CAGR20%以上10年継続」に追加し、今年度から新たに売上高300億円、EBITDA（Non-GAAP）25億円、営業利益年間成長率+10%以上にに向けた中期経営目標「YOSHIDA300」を掲げました。その実現に向けて、既存事業では主軸であるマッチング事業のアカウントセールス体制によるクライアント1社あたりの契約単価向上及び売上・利益の拡大並びにSaaS事業の成長、M&Aでは当社の主軸であるマッチング事業と親和性が高い事業への規律ある投資、人材育成では研修を通じた次期経営人材の輩出、そして人的資本経営による企業価値向上に取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高は13,210,655千円（前年同期比24.9%増）、営業利益は1,153,536千円（前年同期比23.7%増）、経常利益は1,238,339千円（前年同期比30.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,096,574千円（前年同期比36.6%増）となりました。

マッチング事業

当連結会計年度のマッチング事業においては、採用した人材と継続的な広告投資による新規顧客獲得によって、GMV（流通取引総額）・売上高・売上総利益は順調に推移したほか、生産性向上にも引き続き取り組んだことで過去最高益を計上いたしました。

この結果、取引額の総額を示すGMV（流通取引総額）は22,929,436千円（前年同期比19.3%増）、売上高は12,755,174千円（前年同期比23.4%増）、売上総利益は5,690,112千円（前年同期比24.3%増）、セグメント利益は1,322,535千円（前年同期比11.9%増）となりました。

ビジネス向けSaaS事業

当連結会計年度のビジネス向けSaaS事業においては、引き続き大企業クライアントの開拓やマーケティングの強化による新規の顧客開拓に注力したほか、カスタマーサクセスに伴う契約単価の向上を図りました。

このため、売上高および売上総利益は421,717千円（前年同期比82.1%増）となり、セグメント損失は197,907千円（前年同期のセグメント損失は223,566千円）となりました。

(2) 生産、受注及び販売の実績

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

生産実績

生産に該当する事項が無いため、生産実績に関する記載はしていません。

受注実績

受注に該当する事項が無いため、受注実績に関する記載はしていません。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメント毎に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)
マッチング事業	12,755,174	123.4
ビジネス向けSaaS事業	421,630	182.1
その他	33,850	1,180.3
合計	13,210,655	124.9

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

(3) 財政状態

(資産)

当連結会計年度末における総資産は9,995,020千円となり、対前期末比で2,356,523千円増加いたしました。流動資産は対前期末比で1,014,849千円の増加となり、その主な内訳は、現金及び預金が617,436千円、売掛金が246,324千円、未収入金が118,023千円増加したものであります。固定資産は対前期末比で1,341,674千円の増加となり、その主な内訳は、のれんが1,148,832千円増加したものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債は3,955,964千円となり、対前期末比で983,708千円増加いたしました。流動負債は対前期末比で818,659千円の増加となり、その主な内訳は、短期借入金が430,680千円、未払金が90,342千円、預り金が42,493千円、契約負債が135,578千円増加したものであります。固定負債は対前期末比で165,049千円の増加となり、その主な内訳は、長期借入金が142,949千円増加したものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は6,039,056千円となり、対前期末比で1,372,815千円増加いたしました。純資産の増加の主な内訳は、親会社株主に帰属する当期純利益1,096,574千円の計上および新株予約権が141,011千円増加したものであります。

(4) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は5,734,898千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による収入は1,349,431千円となりました。主なキャッシュフローの増加要因は、税金等調整前当期純利益1,207,146千円、減価償却費32,151千円、のれん償却費81,935千円、投資有価証券評価損31,192千円、株式報酬費用153,295千円、預り金の増加31,941千円、契約負債の増加129,795千円によるものであります。一方で主な減少要因としては、事業成長に伴う取引拡大による売上債権の増加49,842千円及び未収入金の増加117,474千円、未払金の減少66,570千円、法人税等の支払額160,778千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による支出は1,168,337千円となりました。主なキャッシュフローの減少要因としては、投資有価証券の取得による支出125,842千円及び連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出975,938千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による収入は436,342千円となりました。主なキャッシュフローの増加要因は、短期借入金の増加400,000千円及び株式の発行による収入92,227千円によるものであります。一方で主なキャッシュフローの減少要因としては、長期借入金の返済による支出59,586千円によるものであります。

(資本の財源及び資金の流動性)

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、マッチング事業における事業運営のための人件費、ワーカーへの報酬支払いであります。投資を目的とした資金需要のうち主なものは、マッチング事業におけるユーザー獲得のための広告宣伝費、従業員採用のための採用教育費、成長戦略上必要な企業または事業の買収資金であります。

当社グループは、運転資金については主に自己資金または借入金により資金調達をすることとしております。投資を目的とした資金については、同じく自己資金または借入金による資金調達を基本としつつ、その規模により適宜新株発行等のエクイティファイナンスによる資金調達を行なうことを基本方針としております。

資金の流動性管理にあたっては、適宜、資金繰り計画を作成・更新して手元流動性等をモニタリングするとともに、取引金融機関との当座貸越契約の締結等により、将来に渡り必要な資金流動性を確保できるよう計画しております。

(5) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表作成にあたって採用された重要な会計方針及び見積りについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。なお、連結財務諸表の作成にあたっては、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示情報に影響を与える見積り及び予測が必要となります。当社グループは、過去の実績や状況等を勘案し合理的な判断のもと継続的に見積り及び予測を行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性により、これらの見積りと異なる場合があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(経営成績の分析)

a. 売上高、売上総利益

当連結会計年度における売上高は13,210,655千円、売上総利益は6,142,399千円と過去最高を更新しました。これは主に採用した人材の戦力化による発注社数の増加や、単価向上施策による発注単価が向上したことによるものであります。

b. 販売費及び一般管理費、営業利益

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は4,988,862千円となりました。これは主に人件費2,386,005千円、広告宣伝費908,742千円、支払手数料や家賃などのその他費用880,343千円によるものであり、この結果、営業利益は1,153,536千円となりました。

c. 営業外収益、営業外費用、経常利益

当連結会計年度における営業外収益は99,174千円となりました。これは主に、預り金失効益88,146千円によるものであります。営業外費用は主に持分法による投資損失7,555千円、支払利息4,001千円によるものであり、この結果、経常利益は1,238,339千円となりました。

d. 特別損益、親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度において、法人税等合計126,401千円の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益は1,096,574千円となりました。

(財政状態の分析)

「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(業績等の概要)(3) 財政状態」をご参照ください。

(キャッシュ・フローの分析)

「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(業績等の概要)(4) キャッシュ・フロー」をご参照ください。

(6) 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは流通取引総額、売上高、売上総利益の成長率、営業利益、EBITDA (Non-GAAP) およびテイクレート (対流通取引総額売上総利益率) を経営成績における評価指標として使用しております。当社グループの当連結会計年度の経営成績については、全指標で計画を達成いたしました。

< 2023年9月期 経営成績 (対計画比) >

	2023年9月期 実績		計画達成率	2023年9月期 計画	
流通取引総額	23,351,836	千円	102.4%	22,800,000	千円
売上高	13,210,655	千円	101.6%	13,000,000	千円
売上総利益	6,142,399	千円	104.1%	5,900,000	千円
営業利益	1,153,536	千円	115.4%	1,000,000	千円
EBITDA (Non-GAAP)	1,420,919	千円	118.4%	1,200,000	千円
テイクレート	26.3	%	+0.4%	25.9	%

< 参考：2023年9月期 経営成績 (対前年実績比) >

	2023年9月期 実績		前年比	2022年9月期 実績	
流通取引総額	23,351,836	千円	120.1%	19,447,649	千円
売上高	13,210,655	千円	124.9%	10,574,552	千円
売上総利益	6,142,399	千円	127.6%	4,812,836	千円
営業利益	1,153,536	千円	123.7%	932,835	千円
EBITDA (Non-GAAP)	1,420,919	千円	135.6%	1,047,724	千円
テイクレート	26.3	%	+1.5%	24.8	%

(2024年9月期の見通し)

当社グループは、ミッション「個のためのインフラになる」の実現に向け、2021年には中長期目標として「売上総利益のCAGR +20%以上を10年継続」、2023年9月期第2四半期から新たに売上高300億円、EBITDA (Non-GAAP) 25億円、営業利益年間成長率+10%以上にに向けた中期経営目標「YOSHIDA300」を掲げました。これら目標の早期達成に向け、我々はクライアント企業の生産性向上における経営課題の解決を目的としたソリューション提供を行うアカウントセールス体制を強化し、付加価値を向上しながら、より多くのワーカーにより多くの報酬を届けてまいります。また、マッチング事業・SaaS事業とのシナジーが見込める領域におけるM&Aにも注力し、非連続的な成長を目指してまいります。

以上により、2024年9月期の当社グループの業績は、GMV (流通取引総額) は28,020百万円 (前年比20.0%増)、売上高は15,860百万円 (前年比20.1%増)、売上総利益は7,370百万円 (前年比20.0%増)、営業利益1,270百万円 (前年比10.1%増)、EBITDA (Non-GAAP) は1,570百万円 (前年比10.5%増) を見込んでおります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は6,172千円であり、その主な内容は事業所設備等であります。これらの設備投資は、全社共通のものとなります。

2 【主要な設備の状況】

提出会社

2023年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都渋谷区)	全社共通 マッチング	本社設備 「クラウド ワークス」 のサービス システム	36,529	6,900	10,017	53,447	214 (58)
不動前営業所 (東京都品川区)	マッチング	事務所	12,824	1,476	-	14,301	75 (-)

- (注) 1. 当社グループには、現在休止中の設備はありません。
2. 建物は賃借物件であり、年間賃借料は90,259千円であります。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト・パートタイマー)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年12月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	15,509,960	15,520,160	東京証券取引所 グロース	単元株式数は100株で あります。(注)
計	15,509,960	15,520,160		

(注) 提出日現在の発行数には、2023年12月1日からこの有価証券報告書提出日までに新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第7回新株予約権(2015年12月25日取締役会決議)

決議年月日	2015年12月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名 使用人8名
新株予約権の数(個)	565[530](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 56,500[53,000](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	508
新株予約権の行使期間	2019年1月1日～2026年1月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 509 資本組入額 254.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2023年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、上記算式において「時価」とは、当該新株の発行もしくは自己株式の処分の払込期日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）または当該新株の発行もしくは自己株式の処分の払込期日における当社普通株式の普通取引終値のいずれか高い金額とする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2018年9月期から2022年9月期までのいずれかの期の有価証券報告書における当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、損益計算書）に記載される営業利益が金9億円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念及び水準に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、本新株予約権を行使することはできない。

() 禁錮以上の刑に処せられた場合

() 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合

() 当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合

() 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でない取締役会が認めた場合

() 死亡した場合

() 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社

（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

- 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記１．に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記２．で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記４．(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の権利行使期間に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記及びに準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記及びに準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第8回新株予約権（2017年3月9日取締役会決議）

決議年月日	2017年3月9日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名 使用人4名
新株予約権の数（個）	750（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 75,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	744
新株予約権の行使期間	2020年1月1日～2027年4月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 745 資本組入額 372.5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2023年9月30日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年11月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は、当社普通株式100株とする。
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるもの

とする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、上記算式において「時価」とは、当該新株の発行もしくは自己株式の処分の払込期日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）または当該新株の発行もしくは自己株式の処分の払込期日における当社普通株式の普通取引終値のいずれか高い金額とする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2019年9月期から2023年9月期までのいずれかの期の有価証券報告書における当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、損益計算書）に記載される営業利益が金9億円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念及び水準に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、本新株予約権を行使することはできない。

() 禁錮以上の刑に処せられた場合

() 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合

() 当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合

() 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でない取締役会が認めた場合

() 死亡した場合

() 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の権利行使期間に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記 及び に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記 及び に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第10回新株予約権（2021年8月20日取締役会決議）

決議年月日	2021年8月20日
付与対象者の区分及び人数	使用人12名
新株予約権の数（個）	139[72]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 13,900[7,200]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～2031年9月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,946 資本組入額 973
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2023年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年11月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 新株予約権者は、2021年10月1日から付与された新株予約権の50%を上限に行使することができる。また、2023年10月1日以降は付与された全ての新株予約権を行使することができる。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。
- () 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - () 甲又は甲の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や甲または甲の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
 - () 甲または甲の関係会社の業務命令によらず、もしくは甲または甲の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、甲または甲の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
 - () 甲または甲の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
 - () 死亡した場合
 - () 甲または甲の関係会社の承諾を得て、甲所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
3. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記3.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の権利行使期間に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記 及び に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記 及び に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第11回新株予約権（2021年12月24日取締役会決議）

決議年月日	2021年12月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名 使用人5名
新株予約権の数（個）	263[253]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 26,300[25,300]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	2022年1月15日～2032年1月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,050 資本組入額 525
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2023年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年11月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、次の各号に掲げる期間において、新株予約権を行使することにより行使された新株予約権の総数が、割り当てられた新株予約権の総数に次の割合を乗じた数（但し、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち1個未満の部分については切り上げるものとする。）を上限に行使することができる。

- (a) 割当日から割当日後1年を経過する日まで 3分の1
- (b) 割当日後1年を経過した日から割当日後2年を経過する日まで 3分の2
- (c) 割当日後2年を経過した日から行使期間の満了日まで 3分の3

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。

- (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (b) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
- (c) 当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
- (d) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないとして取締役会が認めた場合

- (e) 死亡した場合
(f) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
3. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記3. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の権利行使期間に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記 及び に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記 及び に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第12回新株予約権（2021年12月24日取締役会決議）

決議年月日	2021年12月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役7名 元取締役2名 使用人4名
新株予約権の数（個）	913（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 91,300（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,158
新株予約権の行使期間	2023年1月1日～2032年1月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,225 資本組入額 612.5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の
交付に関する事項

(注) 4

当事業年度の末日(2023年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、上記算式において「時価」とは、当該新株の発行もしくは自己株式の処分の払込期日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または当該新株の発行もしくは自己株式の処分の払込期日における当社普通株式の普通取引終値のいずれか高い金額とする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、2022年9月期及び2023年9月期の事業年度において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された売上総利益が、下記に定める水準を充たした場合にのみ、それぞれに定められている割合(以下、「行使可能割合」という。)を上限として、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、当該行使可能割合の計算において、行使が可能となる新株予約権の個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a) 2022年9月期の売上総利益が4,500百万円を超過した場合：行使可能割合 30%

(b) 2023年9月期の売上総利益が5,600百万円を超過した場合：行使可能割合 100%

また、上記における売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。

(a) 禁錮以上の刑に処せられた場合

- (b) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
- (c) 当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
- (d) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないこと取締役会が認めた場合
- (e) 死亡した場合
- (f) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の権利行使期間に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記及び に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記及び に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第13回新株予約権（2022年6月24日取締役会決議）

決議年月日	2022年6月24日
付与対象者の区分及び人数	使用人28名
新株予約権の数（個）	424[270]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 49,400[27,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1

新株予約権の行使期間	2023年7月15日～2032年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,370 資本組入額 685
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2023年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、次の各号に掲げる期間において、新株予約権を行使することにより行使された新株予約権の総数が、割り当てられた新株予約権の総数に次の割合を乗じた数(但し、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち1個未満の部分については切り上げるものとする。)を上限に行使することができる。

- (a) 割当日後1年を経過した日から割当日後2年を経過する日まで 2分の1
(b) 割当日後2年を経過した日から行使期間の満了日まで 2分の2

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。

- (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
(b) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
(c) 当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
(d) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないとして取締役会が認めた場合
(e) 死亡した場合
(f) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

3. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記3.(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の権利行使期間に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記及びに準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記及びに準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第14回新株予約権（2022年9月7日取締役会決議）

決議年月日	2022年9月7日
付与対象者の区分及び人数	取締役7名 使用人5名
新株予約権の数（個）	1,440（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 144,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,476
新株予約権の行使期間	2024年1月1日～2032年9月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,500 資本組入額 750
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2023年9月30日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年11月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

2. 本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、上記算式において「時価」とは、当該新株の発行もしくは自己株式の処分の払込期日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）または当該新株の発行もしくは自己株式の処分の払込期日における当社普通株式の普通取引終値のいずれか高い金額とする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2023年9月期及び2024年9月期の事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上総利益が、下記に定める水準を充たした場合にのみ、それぞれに定められている割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、当該行使可能割合の計算において、行使が可能となる新株予約権の個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a) 2023年9月期の売上総利益が5,900百万円を超過した場合：行使可能割合 30%

(b) 2024年9月期の売上総利益が7,400百万円を超過した場合：行使可能割合 100%

また、上記における売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。

(a) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(b) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合

(c) 当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合

(d) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合

(e) 死亡した場合

(f) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新

株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の権利行使期間に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記 及び に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記 及び に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第15回新株予約権（2023年8月21日取締役会決議）

決議年月日	2023年8月21日
付与対象者の区分及び人数	取締役6名 使用人8名
新株予約権の数（個）	1,500（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 150,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,327
新株予約権の行使期間	2025年1月1日～2033年9月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,352 資本組入額 676
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2023年9月30日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年11月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

2. 本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、上記算式において「時価」とは、当該新株の発行もしくは自己株式の処分の払込期日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）または当該新株の発行もしくは自己株式の処分の払込期日における当社普通株式の普通取引終値のいずれか高い金額とする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2024年9月から2026年9月期のいずれかの事業年度において、当社のEBITDAが2,500百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記におけるEBITDAは、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には、損益計算書。以下同様。）及び連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、キャッシュ・フロー計算書。以下同様。）等に記載された営業利益に減価償却費、のれん償却費、株式報酬費用を加算した額とする。

また、上記におけるEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書等に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。

- 禁錮以上の刑に処せられた場合
- 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
- 当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
- 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないとして取締役会が認めた場合
- 死亡した場合
- 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放

棄する旨を申し出た場合

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を助案のうえ、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を助案のうえ、上記行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の権利行使期間に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記及びに準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記及びに準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年10月1日 ～2019年9月30日 (注)1	普通株式 891,000	普通株式 15,210,160	596,760	2,687,217	596,760	2,645,217
2019年10月1日～ 2020年9月30日 (注)1	普通株式 15,000	普通株式 15,225,160	1,350	2,688,567	1,350	2,646,567
2020年10月1日～ 2021年9月30日 (注)1	普通株式 30,000	普通株式 15,255,160	2,700	2,691,267	2,700	2,649,267
2021年10月1日～ 2022年9月30日 (注)1	普通株式 16,300	普通株式 15,271,460	5,909	2,697,177	5,909	2,655,177
2022年10月1日～ 2023年9月30日 (注)1	普通株式 238,500	普通株式 15,509,960	54,130	2,751,307	54,130	2,709,307

(注)新株予約権の権利行使による増加であります。

(2)変更の内容
(変更前)

具体的な用途	金額(千円)	支出予定時期
FINTECH サービス開発資金	393,219	2018年6月～ 2020年9月

(変更後)

具体的な用途	金額(千円)	支出予定時期
マッチング事業の成長資金	393,219	2022年6月～ 2022年9月

(5)【所有者別状況】

2023年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	5	30	37	53	14	4,262	4,401	
所有株式数 (単元)	-	33,265	1,268	16,622	28,643	74	75,160	155,032	6,760
所有株式数 の割合(%)	-	21.45	0.82	10.72	18.47	0.05	48.49	100.00	

(注) 自己株式 124株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に24株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
吉田 浩一郎	東京都渋谷区	3,738,840	24.11
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	2,489,700	16.05
株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区宇田川町40番1号	1,514,100	9.76
THE BANK OF NEW YORK 133652	BOULEVARD ANSPACH 1, 1000 BRUSSELS, BELGIUM	608,000	3.92
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18-24	491,000	3.17
BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND	1290 BROADWAY STE 1100 DENVER COLORADO 80203	425,700	2.74
野村 真一	東京都足立区	345,000	2.22
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A.	318,600	2.05
BBH FOR GRANDEUR PEAK GLOBAL OPPORTUNITIES FUND	1290 BROADWAY STE 1100 DENVER COLORADO 80203	246,200	1.59
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	228,400	1.47
計		10,405,540	67.09

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 2,489,700株

野村信託銀行株式会社(投信口) 228,400株

2. 2023年8月8日付けで、縦覧に供されている大量保有報告書において、グランジャー・ピーク・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシーが2023年8月4日現在で以下の株式を所有する旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
グランジャー・ピーク・グ ローバル・アドバイザーズ・ エルエルシー	136 South Main Street, Suite 720, Salt Lake City, Utah 84101, U.S.A.	株式 777,900	5.02

3. 2023年6月23日付けで、縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が2023年6月16日現在でそれぞれ以下の株式を所有する旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5 番1号	株式 101,300	0.65
アセットマネジメントOne株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目8 番2号	株式 1,522,500	9.83

4. 2023年6月22日付けで、縦覧に供されている大量保有報告書において、クーブランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エルエルピーが2023年6月20日現在で以下の株式を所有する旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
クーブランド・カーディフ・ア セット・マネジメント・エルエ ルピー	31-32, St James' s Street, London	株式 609,500	3.95

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,503,100	155,032	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 6,760		
発行済株式総数	15,509,960		
総株主の議決権		155,031	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式が24株含まれております。

【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社クラウドワークス	東京都渋谷区恵比寿四丁目 20番3号	100		100	0.00
計		100		100	0.00

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	38	49
当期間における取得自己株式	-	-

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受けるものの募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	124		124	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、事業の継続的な拡大発展を目指すため、当面は内部留保による財務体質の強化及び事業活動への再投資を優先する事が重要であると考え、創業以来、配当を実施してきておりません。一方で、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しており、かつ、当事業年度は利益剰余金がプラスに転じており、これを原資とした配当の検討も可能な状況となっています。今後の配当政策の基本方針としては、事業の成長性や収益力の強化に備えた内部留保の充実状況等を総合的に勘案したうえで株主還元を実施する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、当社は期末配当として年1回行うことを基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、継続企業として収益を拡大し企業価値を向上させ、株主利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、代表取締役以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、経営の効率と迅速性を高め当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、事業活動における透明性及び客観性を確保すべく、適時適切な情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、ならびに監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(1)企業統治の体制の概要

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。当社は、取締役による業務執行に対する直接的な監督と、業務の決定に関与しない監査役による、より独立した立場からの監督の両方が機能することで、より充実した監督機能が実現されるものと考えております。このような考え方から、独任制の監査役で構成される監査役会を設置する「監査役会設置会社」を採用しております。

また、当社は、取締役の指名、報酬等に係る評価、決定プロセスの透明性及び客観性を担保することで、取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化し、当社グループのコーポレートガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的とし、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。

<取締役会>

当社は、経営の重要な事項の決定と監督を行う機関として取締役会を設置しております。取締役会は、原則毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、法令及び定款に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

本書提出日現在、取締役会は取締役8名（うち社外取締役4名）で構成されております。

社内取締役：吉田浩一郎、大類光一、月井貴紹、野村真一

社外取締役：竹谷祐哉、増山雅美、新浪剛史、香月由嘉

<監査役会>

当社は、監査機能及び監督機能として監査役及び監査役会を設置しております。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役会及び業務執行機能の監査及び監督を行います。

本書提出日現在、監査役会は監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。

常勤監査役：向井博

非常勤監査役：江原準一、池田康太郎

<任意の指名・報酬委員会>

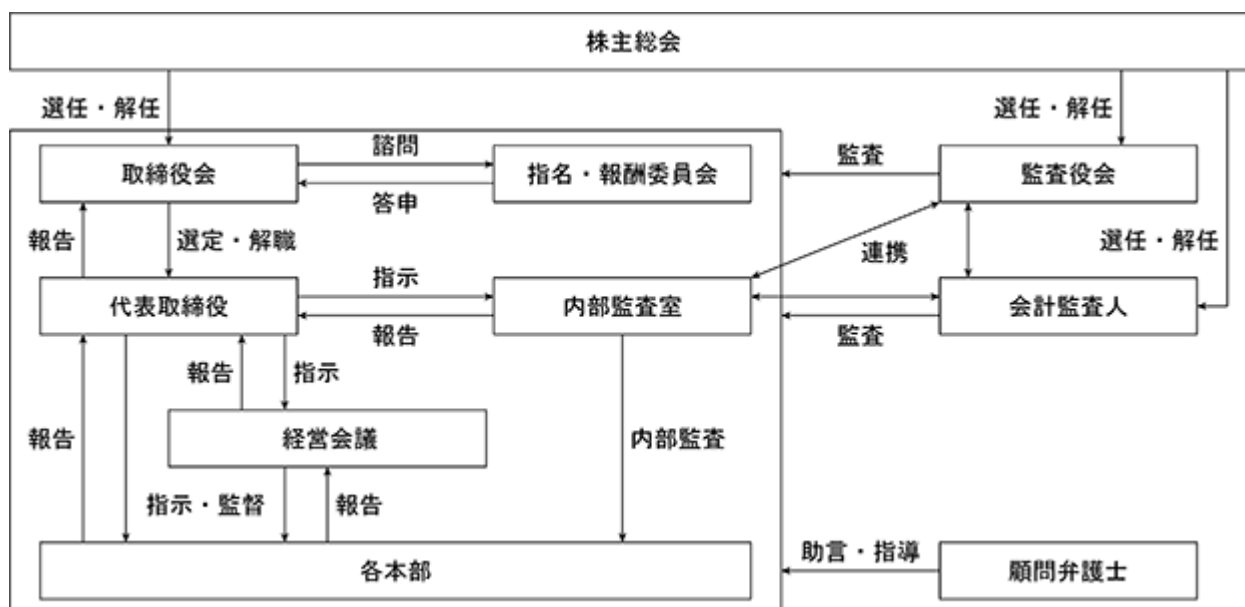
当社は、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、独立社外取締役を過半数とする委員3名以上で構成され、主として取締役の選任・解任に関する事項、取締役の報酬等に関する事項、その他取締役会が必要と認めた事項等について審議し、取締役会に答申しております。当事業年度において当社は指名・報酬委員会を11回開催しており、委員全員が出席しております。

本書提出日現在、指名・報酬委員会は取締役3名（うち独立社外取締役2名）で構成されております。

委員：吉田浩一郎、竹谷祐哉、増山雅美

なお、当社は経営と業務執行機能を明確にする執行役員制度を導入し、原則毎週1回経営会議を開催し、経営上の重要事項に対する十分な議論を行う体制をとっております。経営会議は、取締役会決議事項及び報告事項、代表取締役決議事項の事前審議を行い、取締役会で決定された戦略・方針に基づき、その業務執行の進捗状況等について報告、議論しております。経営会議の出席者は取締役（社外取締役を除く）、常勤監査役、執行役員及び代表取締役が会議の進行のために必要と認めた従業員であります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、内部統制に関する基本方針及び各種規程を制定し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社は、顧問弁護士等の専門家と連携する一方、代表取締役のもと、コーポレート本部の本部長をリスク管理担当者とし、経営会議構成メンバー、内部監査室と情報共有を行うことでリスクの早期発見と未然防止に努めております。

また、法令遵守体制の構築を目的としてコンプライアンス規程を定め、コーポレート本部の本部長を責任者として高い倫理観とコンプライアンス精神浸透のための社員教育を実施しております。

社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

定款で定めた取締役の員数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

取締役及び監査役の選任決議

当社は、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に迅速に対応し、柔軟かつ積極的な財務戦略を行うためであります。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長 CEO	吉田浩一郎	1974年11月16日生	1999年4月 バイオニア株式会社入社 2001年1月 リードエグジビションジャパン株式会社入社 2005年2月 株式会社ドリコム入社 2007年10月 株式会社ZOOEE設立 代表取締役社長(現任) 2011年11月 当社設立 代表取締役社長CEO (現任) 2018年3月 株式会社電縁 取締役	(注)3	3,738,840
取締役	大類光一	1979年4月18日生	2002年4月 日本電気株式会社入社 2006年12月 株式会社リクルート入社 2015年4月 当社入社 2017年4月 当社 執行役員 ビジネスディベロップメントDiv. ゼネラルマネージャー 2018年12月 当社取締役 2020年8月 株式会社graviee 代表取締役 2022年4月 当社取締役常務執行役員(現任)	(注)3	31,400
取締役	月井貴紹	1975年1月11日生	1999年4月 株式会社日立テレコムテクノロジー(現 株式会社日立製作所)入社 2000年11月 株式会社エムティーアイ入社 2002年6月 日本エンタープライズ株式会社入社 2013年4月 株式会社andOne 取締役 2013年6月 株式会社フォー・クオリア 取締役 2014年11月 株式会社社会津ラボ 取締役 2014年12月 日本エンタープライズ株式会社 執行役員 2015年7月 株式会社プロモート 取締役 2017年3月 交通情報サービス株式会社 取締役 2018年2月 当社入社 2019年5月 当社 執行役員 2019年11月 株式会社ブレンパートナー 監査役 2019年11月 株式会社graviee 監査役 2019年11月 株式会社ビズアシ 監査役 2020年12月 当社取締役 2021年10月 コデアル株式会社 取締役(現任) 2022年4月 当社取締役執行役員(現任) 2022年10月 Peaceful Morning株式会社 取締役(現任) 2023年4月 株式会社シューマツワーカー 監査役(現任)	(注)3	3,100
取締役	野村真一	1979年5月11日生	2002年4月 エンサイト株式会社入社 2010年2月 株式会社一騎設立 代表取締役社長 2011年11月 当社設立 取締役CTO 2014年1月 当社取締役 2022年4月 当社取締役執行役員(現任) 2023年4月 株式会社グルト 代表取締役(現任)	(注)3	345,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	竹谷祐哉	1989年3月4日生	2011年4月 グリー株式会社入社 2013年1月 株式会社Gunosy入社 2013年8月 株式会社Gunosy取締役 2016年8月 株式会社Gunosy代表取締役 2018年12月 当社取締役(現任) 2023年12月 株式会社Gunosy取締役(現任)	(注)3	-
取締役	増山雅美	1949年6月1日生	1974年4月 株式会社第二精工舎(現セイコー インスツル株式会社)入社 2003年3月 株式会社第二精工舎(現セイコー インスツル株式会社)EDA事業 部長 2004年2月 株式会社ジーダット入社 2005年6月 株式会社ジーダット 取締役、経 営企画室長 2013年3月 株式会社ネットマーケティング入 社 2013年6月 株式会社ネットマーケティング 執行役員、管理本部長 2017年9月 株式会社ネットマーケティング 監査役 2019年5月 株式会社ネットマーケティング 非常勤監査役 2019年10月 株式会社ハイブリッドテクノロ ジーズ 社外取締役 2019年12月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	新浪剛史	1959年1月30日生	1981年4月 三菱商事株式会社入社 1995年6月 ソデックスコーポレーション(現 株式会社LEOC)代表取締役社長 2002年5月 株式会社ローソン 代表取締役社 長CEO 2014年5月 株式会社ローソン 取締役会長 2014年10月 サントリーホールディングス株式 会社 代表取締役社長(現任) 2021年12月 当社取締役(現任) 2023年4月 経済同友会 代表幹事(現任)	(注)3	-
取締役	香月由嘉	1966年6月30日生	1989年7月 CSファースト・ボストン証券会社 (現クレディ・スイス証券株式会 社)投資銀行部門アナリスト 1998年7月 ドイツ証券株式会社(現ドイツ 証券株式会社)資本市場部ヴァイ ス・プレジデント 2002年2月 HSBC証券株式会社プライベートエ クイティ部アソシエイト・ディレ クター 2007年7月 ポラリス・プリンシパルファイナ ンス株式会社(現ポラリス・キャ ピタル・グループ株式会社)マ ネージングディレクター 2009年12月 ネクスステージ株式会社監査役 2016年12月 ニューホライズンキャピタル株式 会社 マネージングディレクター 弁護士登録 2019年10月 みずほ証券プリンシパルインベス トメント株式会社企画管理部長 2021年12月 同社戦略投資部長兼企画管理部部 長 2022年12月 株式会社ペアキャピタル社外取締 役(現任) 2023年1月 ギフトホールディングス株式会 社 社外取締役(監査等委員) (現任) 株式会社東京きらぼしフィナン シャルグループ・株式会社きらぼ し銀行 リーガルカウンスル(現 任) 2023年12月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	向井博	1952年9月1日生	1975年4月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルートホールディングス）入社 2002年4月 株式会社角川書店（現株式会社KADOKAWA）入社 2002年6月 同社 取締役 2005年11月 株式会社角川ジェイコム・メディア 専務取締役 2006年6月 同社 代表取締役社長 2010年10月 芝浦工業大学 入職 2012年1月 株式会社サン・ライフ 入社 2013年9月 当社 監査役（現任） 2019年2月 LeapMind株式会社 社外取締役	（注）4	15,000
監査役	江原準一	1965年6月1日生	1985年4月 株式会社あさくま 入社 1991年3月 谷古宇公認会計士事務所 入所 1994年9月 株式会社永井興商 入社 1997年3月 株式会社カブキ印刷 入社 2006年2月 株式会社サンフィニティー 入社 2008年9月 株式会社リブセンス 入社 2010年5月 同社 常勤監査役（現任） 2013年9月 当社 監査役（現任） 2018年3月 スローガン株式会社 社外監査役（現任）	（注）4	-
監査役	池田康太郎	1977年12月28日生	2001年4月 株式会社ポーラ化粧品本舗（現株式会社ポーラ）入社 2007年12月 弁護士登録 2008年1月 法律事務所オーセンス入所 2015年6月 The CFO Consulting株式会社 社外取締役（現任） 2015年12月 当社 監査役（現任） 2017年4月 新日本パートナーズ法律事務所 事務所代表（現任）	（注）4	-
計					4,078,340

- (注) 1. 取締役竹谷祐哉、増山雅美、新浪剛史、香月由嘉は社外取締役であります。
2. 監査役向井博、江原準一、池田康太郎は社外監査役であります。
3. 取締役の任期は2023年12月21日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は2021年12月22日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社では、監督と執行の分離を行い、意思決定を迅速に行うため、執行役員制度を導入しております。執行役員には中山恵太、奥野清輝、相場祐介、酒井亮を選任しております。

社外役員の状況

提出日現在、当社は社外取締役を4名、社外監査役を3名それぞれ選任しております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、経営の健全性・透明性向上を果たすことを目的とし、社外取締役及び社外監査役が中立的な立場から有益な監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化に努めております。

社外取締役及び社外監査役は、IT業界での経験や経営経験など幅広い知見と経験を持ち、当社の取締役会に参加し、業務執行に関する意思決定について協議し、監督または監査を行っております。

提出日現在、社外監査役向井博は、当社の株式15,000株を保有しております。

社外監査役の向井博は、当社の取引先である株式会社リクルートホールディングスの業務執行者でありましたが、既に同社を退職してから相当な期間が経過していることから、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。社外監査役の江原準一は、当社の取引先である株式会社リブセンスの常勤監査役であります。当社の運営する「クラウドワークス」のクライアントの1社としての定型的な取引であることや取引の規模に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。社外監査役の池田康太郎は、当社との間で顧問契約を締結していた法律事務所オーセンスに所属をしておりましたが、既に同法律事務所を退所しており、また同法律事務所と当社との顧問契約もすでに契約期間は終了していることから、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行の状況について監督を行う場において、それぞれの豊富な経験や専門的見地から発言を行っております。

また、社外監査役は、会計監査人から監査計画、監査結果の説明を受けており、必要に応じて、各担当部門等との連携を図ることとしております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）から構成されており、1名の常勤監査役を置いております。非常勤監査役 江原準一は、複数の企業における上場準備や、上場企業の監査役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、非常勤監査役 池田康太郎は、弁護士の資格を有しており、法務に関する専門的な知識と経験を有しております。監査役は取締役会やその他重要な会議への出席等により、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査をしております。

監査役会は、原則として1ヶ月に1回開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。監査役会においては、監査役監査報告の作成、監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法、その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定、会計監査人による会計監査の相当性等を主な検討事項としています。また監査役会では定期的に内部監査室及び会計監査人と意見交換等を行い、三者間で情報共有をすることで連携を図っております。

当事業年度において当社は監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
向井 博	14回	14回
江原 準一	14回	14回
池田 康太郎	14回	13回

常勤監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議への出席及び意見の表明の他、重要な決裁書類の閲覧を行うとともに、内部統制システムの構築及び運用の状況を日常的に監視し、また、非常勤監査役から専門的・客観的な意見を求めております。

内部監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役直轄の内部監査室が内部監査業務を実施しております。内部監査にあたっては、毎期内部監査計画を策定し、当該計画に基づき全部門を対象とした内部監査を年2回実施し、当該監査結果については代表取締役及び監査役会に都度報告する体制となっております。また、内部監査室と監査役及び会計監査人との間においても、定期的もしくは随時、情報交換が行われる体制とし、効率的・効果的な監査となるよう連携しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

12年間

c. 業務を執行した公認会計士

島村 哲

根本 知香

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他16名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の概要、監査の実施体制、監査報酬の見積額等に関する資料を入手するとともに、質問・面談等をおこなった上で監査公認会計士等を選定しております。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

さらに、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、同会で決議した「監査役監査基準」に基づき、前期の会計監査人の監査実績の確認およびその評価を行いました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	37,500		43,900	
連結子会社				
計	37,500		43,900	

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、前事業年度及び当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査計画、当社の規模・業務の特性及び前事業年度の報酬等を勘案して、適切に決定する事としております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、監査計画の内容、従前の監査実績、報酬見積り等の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をおこなっております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

A 基本方針

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、2022年9月27日開催の取締役会において決議しております。

当社の役員の報酬等については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社役員に求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系となるように設計するものとする。

報酬は、固定報酬の金銭報酬に加え、非金銭報酬として株式報酬型ストックオプションで構成する。

なお、取締役の報酬額に関する株主総会の決議年月日は2019年12月20日であり、その内容は取締役の報酬額の総額を年額200百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）とするものであり、これを金銭報酬の限度とする。非金銭報酬の報酬額に関する株主総会の決議年月日は2021年12月22日であり、その内容は取締役のストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額の総額を年額100百万円以内且つ100,000株以内とするものであり、これを非金銭報酬の限度とする。

また、監査役の報酬は、業績へのインセンティブに左右されない独立性を確保するため固定報酬としての金銭報酬のみとし、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において監査役の協議により監査役会にて決定しております。

B 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

C 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬(募集株式及び募集新株予約権等を含む金銭以外のもの)等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、株式報酬型ストックオプションとし、株主との一層の価値共有を進めるといった目的のものであることを踏まえ、役位、職責、在任年数、当社の業績、決定時点の当社株価、金銭報酬の額等を考慮しながら、総合的に勘案して株式数その他条件を決定するものとしております。

D 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬は、固定報酬の金銭報酬に加え、非金銭報酬として株式報酬型ストックオプションで構成する。非金銭報酬の割合については、取締役の役位、職責、業績貢献等を踏まえ、事前に指名・報酬委員会の審議の上、取締役会決議によって、決定するものとする。

E 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については指名・報酬委員会の審議及び答申を踏まえ、取締役会決議によって、決定するものとする。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役会の決議により選任された3名以上の取締役で構成され、その過半数を独立社外取締役が占めるものとする。

F 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬額については、上記Eに記載の通り、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定にかかる基本方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が最大限尊重されていることを確認していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	株式報酬型 ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く)	191,604	119,850	71,754	6
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-
社外役員	35,142	33,000	2,142	7

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年12月20日開催の第8期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額200,000千円以内(うち社外取締役分は年額30,000千円以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役3名)です。
2. 監査役の報酬限度額は、2014年12月25日開催の第3期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額50,000千円と決議されております。当該定時株主総会終結時の監査役の員数は3名です。

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

純投資目的である投資株式とは、株式の配当や売却益を得ることを目的として保有する株式を意図し、純投資目的以外の目的である株式とは、発行会社との関係性から事業等において便益を得ることを目的として保有する株式と位置付けております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、当該株式が当社の成長戦略に則った業務提携関係の維持・強化につながるなどの理由により、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合について、保有していく方針です。投資委員会又は取締役会において、当社の加重平均資本コストを基準として、それに対するリターンやリスクが見合っているかを定量的に評価し、定量的な保有意義が認められない場合には、なお保有することに合理性があることを根拠づける定性的な理由がないかを評価し、保有の継続を議論しています。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	3	0
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価 額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	
非上場株式以外の株式	-	-	

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価 額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)
非上場株式	5	0	5	0
非上場株式以外の株式	1	38,549	1	35,904

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	30,820	-

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年10月1日から2023年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年10月1日から2023年9月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年9月30日)	当連結会計年度 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,117,461	5,734,898
売掛金	3 854,276	3 1,100,600
未収入金	853,530	971,553
営業投資有価証券	35,904	38,549
その他	44,629	78,264
貸倒引当金	17,039	20,254
流動資産合計	6,888,762	7,903,611
固定資産		
有形固定資産		
建物	83,985	104,008
減価償却累計額	31,782	50,746
建物(純額)	52,202	53,262
工具、器具及び備品	32,896	20,790
減価償却累計額	21,401	11,237
工具、器具及び備品(純額)	11,495	9,552
有形固定資産合計	63,697	62,815
無形固定資産		
のれん	91,120	1,239,952
その他	19,996	10,290
無形固定資産合計	111,116	1,250,243
投資その他の資産		
繰延税金資産	160,353	186,480
その他	1 415,061	1 598,223
貸倒引当金	493	6,352
投資その他の資産合計	574,920	778,351
固定資産合計	749,734	2,091,409
資産合計	7,638,497	9,995,020

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年9月30日)	当連結会計年度 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2 103,036	2 533,716
未払金	937,767	1,028,110
未払法人税等	138,302	127,167
預り金	1,184,805	1,227,298
契約負債	294,306	429,884
その他	263,047	393,748
流動負債合計	2,921,266	3,739,925
固定負債		
長期借入金	20,240	163,189
その他	30,750	52,850
固定負債合計	50,990	216,039
負債合計	2,972,256	3,955,964
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,697,177	2,751,307
資本剰余金	2,655,177	2,709,307
利益剰余金	798,301	298,273
自己株式	120	169
株主資本合計	4,553,932	5,758,718
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	22,217	25,690
その他の包括利益累計額合計	22,217	25,690
新株予約権	90,091	231,102
非支配株主持分	-	23,545
純資産合計	4,666,240	6,039,056
負債純資産合計	7,638,497	9,995,020

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)		当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	
売上高	1	10,574,552	1	13,210,655
売上原価		5,761,715		7,068,256
売上総利益		4,812,836		6,142,399
販売費及び一般管理費	2	3,880,000	2	4,988,862
営業利益		932,835		1,153,536
営業外収益				
預り金失効益		59,581		88,146
為替差益		27,181		8,050
その他		5,997		2,978
営業外収益合計		92,760		99,174
営業外費用				
支払利息		870		4,001
持分法による投資損失		72,968		7,555
出資金運用損		4,897		2,191
その他		42		623
営業外費用合計		78,778		14,371
経常利益		946,817		1,238,339
特別損失				
投資有価証券評価損		-	4	31,192
支払補償金	3	16,736		-
特別損失合計		16,736		31,192
税金等調整前当期純利益		930,081		1,207,146
法人税、住民税及び事業税		177,597		154,061
法人税等調整額		50,389		27,659
法人税等合計		127,207		126,401
当期純利益		802,873		1,080,745
非支配株主に帰属する当期純損失()		-		15,829
親会社株主に帰属する当期純利益		802,873		1,096,574

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
当期純利益	802,873	1,080,745
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,808	3,472
その他の包括利益合計	1 5,808	1 3,472
包括利益	808,682	1,084,218
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	808,682	1,100,047
非支配株主に係る包括利益	-	15,829

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,691,267	2,649,267	1,601,174	120	3,739,238
当期変動額					
新株の発行	5,909	5,909			11,819
親会社株主に帰属する当期純利益			802,873		802,873
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	5,909	5,909	802,873	-	814,693
当期末残高	2,697,177	2,655,177	798,301	120	4,553,932

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	16,408	16,408	18,459	-	3,774,107
当期変動額					
新株の発行					11,819
親会社株主に帰属する当期純利益					802,873
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,808	5,808	71,631	-	77,439
当期変動額合計	5,808	5,808	71,631	-	892,133
当期末残高	22,217	22,217	90,091	-	4,666,240

当連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,697,177	2,655,177	798,301	120	4,553,932
当期変動額					
新株の発行	54,130	54,130			108,260
親会社株主に帰属する当期純利益			1,096,574		1,096,574
自己株式の取得				49	49
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	54,130	54,130	1,096,574	49	1,204,785
当期末残高	2,751,307	2,709,307	298,273	169	5,758,718

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	22,217	22,217	90,091	-	4,666,240
当期変動額					
新株の発行					108,260
親会社株主に帰属する当期純利益					1,096,574
自己株式の取得					49
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,472	3,472	141,011	23,545	168,029
当期変動額合計	3,472	3,472	141,011	23,545	1,372,815
当期末残高	25,690	25,690	231,102	23,545	6,039,056

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	930,081	1,207,146
減価償却費	28,376	32,151
のれん償却額	14,427	81,935
支払補償金	16,736	-
投資有価証券評価損	-	31,192
持分法による投資損益 (は益)	72,968	7,555
株式報酬費用	72,085	153,295
売上債権の増減額 (は増加)	119,882	49,842
未収入金の増減額 (は増加)	134,973	117,474
貸倒引当金の増減額 (は減少)	10,316	1,880
未払金の増減額 (は減少)	255,812	66,570
預り金の増減額 (は減少)	64,579	31,941
契約負債の増減額 (は減少)	114,305	129,795
その他	20,769	74,923
小計	1,324,970	1,514,170
利息及び配当金の受取額	34	41
利息の支払額	870	4,001
支払補償金の支払額	16,736	-
法人税等の支払額	155,037	160,778
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,152,360	1,349,431
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	162,059	125,842
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 81,229	2 975,938
出資金の払込による支出	-	60,596
その他	19,068	5,960
投資活動によるキャッシュ・フロー	262,357	1,168,337
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (は減少)	-	400,000
長期借入金の返済による支出	3,036	59,586
株式の発行による収入	-	92,227
自己株式の取得による支出	-	49
新株予約権の発行による収入	9,573	3,750
その他	1,806	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,343	436,342
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	898,345	617,436
現金及び現金同等物の期首残高	4,219,115	5,117,461
現金及び現金同等物の期末残高	1 5,117,461	1 5,734,898

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

2社

主要な連結子会社の名称

Peaceful Morning株式会社

株式会社シューマツワーカー

当連結会計年度より、Peaceful Morning株式会社及び株式会社シューマツワーカーの株式を取得したことに伴い、当該会社を連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、当社の連結子会社であったコデアル株式会社は当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社名

株式会社グルト

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

持分法適用会社はありません。

当連結会計年度において、持分法適用関連会社であった株式会社OPTIONの株式を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

株式会社グルト

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社シューマツワーカーの決算日は6月30日であるため、連結財務諸表の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間にわたり均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における各履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するに依りて）収益を認識する。

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。なお、取引に関する支払条件は、短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。また、取引の対価に変動対価は含まれておりません。

・マッチング事業

マッチング事業では、主にインターネット上でクライアントとワーカーをマッチングするサービスの提供を行っております。

i. ダイレクトマッチング事業

1 顧客との契約に基づく主な義務の内容

仕事を依頼したい企業（クライアント）と働きたい個人（ワーカー）をインターネット上で直接マッチングするプラットフォームサービスを運営し、成果物の納品・検収を仲介する義務があります。

2 1の義務に係る収益を認識する通常の時点

ワーカーからクライアントへ成果物の納品又は役務の提供が行われることにより、履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

・エージェントマッチング事業

1 顧客との契約に基づく主な義務の内容

専任スタッフが企業（クライアント）と働きたい個人（ワーカー）のマッチングを支援する人材マッチングサービスを運営し、契約期間にわたりクライアントの発注業務に適したワーカーをマッチングし、業務遂行のサポートをする義務があります。

2 1の義務に係る収益を認識する通常の時点

契約期間にわたりサービス提供をするにつれて顧客が便益を享受し、履行義務が充足されることから、一定期間にわたり収益を認識しております。

・ビジネス向けSaaS事業

ビジネス向けSaaS事業では、期間契約によりサービス提供を行うクラウド型のサービスツールの提供を行っております。

1 顧客との契約に基づく主な義務の内容

サービス提供契約に基づき、自社で運営するクラウド型のサービスツールを提供し、契約期間にわたって顧客に利用可能な環境を提供する義務があります。

2 1の義務に係る収益を認識する通常の時点

契約期間にわたりクラウド型のサービスツールを運営するにつれて顧客が便益を享受し、履行義務が充足されることから、一定期間にわたり収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	91,120	1,239,952

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんは、被取得企業の事業計画に基づき算定された企業価値を基礎とした取得原価が、企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の純額を上回った場合に、その超過額を計上しております。また、一部の場合を除き、株式取得の対価の算定にあたり、企業価値の評価を行うために企業価値評価の専門家を利用しております。当社グループでは、子会社の事業計画の達成可能性に疑義が生じるなど超過収益力の毀損が認められる場合には、相当の減額を行うこととしております。

のれんの評価における重要な見積りは子会社の事業計画に基づく超過収益力であり、その重要な仮定は、将来売上高の成長率です。

重要な仮定である事業計画における将来売上高の見積りの不確実性が高く、予測不能な事態の発生により、子会社の事業計画の遂行が困難な状況となり超過収益力の毀損が認められた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	160,353	186,480

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末において税務上の欠損金が生じていることから、翌連結会計年度以降の課税所得の見積額に基づいて翌連結会計年度以降の一時差異等のスケジューリングを行い、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

繰延税金資産の回収可能性における重要な見積りは当社グループの事業計画に基づく課税所得であり、その重要な仮定は、将来売上高の成長率です。

重要な仮定である事業計画における将来売上高の見積りの不確実性が高く、予測不能な事態の発生により、将来売上高が変動することに伴い課税所得の見積額が変動し、回収可能な繰延税金資産の金額が変動する可能性があります。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当該会計基準適用指針の適用が連結財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払利息」および「出資金運用損」は、当連結会計年度において金額的重要性が増したため区分掲記いたしました。これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外費用の「その他」に表示していた5,809千円は、「支払利息」870千円、「出資金運用損」4,897千円、「その他」42千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「株式報酬費用」は、当連結会計年度において金額的重要性が増したため区分掲記いたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた92,855千円は、「株式報酬費用」72,085千円、「その他」20,769千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年9月30日)	当連結会計年度 (2023年9月30日)
その他(株式)	144,620千円	262,907千円

- 2 当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年9月30日)	当連結会計年度 (2023年9月30日)
当座貸越極度額の総額	2,400,000千円	2,900,000千円
借入実行残高	100,000千円	500,000千円
差引額	2,300,000千円	2,400,000千円

3. 顧客との契約から生じた債権の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)3.(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(連結損益計算書関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
給料手当	1,149,618千円	1,732,287千円
広告宣伝費	1,112,858千円	908,742千円
貸倒引当金繰入額	4,933千円	4,982千円

- 3 支払補償金

前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

SBテクノロジー株式会社に譲渡した株式の譲渡後の当社グループ負担事項について臨時的に発生した補償金であります。

- 4 投資有価証券評価損

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

当社が保有する投資有価証券について、取得価額に比べて実質価額が著しく下落したため、減損処理を実施したものであります。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(千円)

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	8,372	35,826
組替調整額	-	30,820
税効果調整前	8,372	5,005
税効果額	2,563	1,532
その他有価証券評価差額金	5,808	3,472
その他の包括利益合計	5,808	3,472

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,255,160	16,300		15,271,460

(変動事由の概要)

新株予約権の行使による増加 16,300株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	86			86

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第2回新株予約権						
	第3回新株予約権						
	第7回新株予約権					119	
	第8回新株予約権					130	
	第10回新株予約権					20,640	
	第11回新株予約権					20,481	
	第12回新株予約権					26,913	
	第13回新株予約権					12,680	
	第14回新株予約権					9,126	
合計						90,091	

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,271,460	238,500		15,509,960

(変動事由の概要)

新株予約権の行使による増加 238,500株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	86	38		124

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 38株

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第2回新株予約権						
	第3回新株予約権						
	第7回新株予約権					56	
	第8回新株予約権					75	
	第10回新株予約権					27,035	
	第11回新株予約権					26,146	
	第12回新株予約権					45,095	
	第13回新株予約権					45,365	
	第14回新株予約権					77,166	
	第15回新株予約権					10,162	
合計					231,102		

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
現金及び預金	5,117,461千円	5,734,898千円
預入期間が3か月を超える定期預金	- 千円	- 千円
現金及び現金同等物	5,117,461千円	5,734,898千円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

株式の取得により新たにコデアル株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにコデアル株式会社株式の取得価額とコデアル株式会社取得のための支出（純額）との関係は次のとおりです。

流動資産	101,891千円
固定資産	329千円
のれん	101,244千円
流動負債	24,633千円
固定負債	26,312千円
株式の取得価額	152,520千円
現金及び現金同等物	71,290千円
差引：取得のための支出	81,229千円

当連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

株式の取得により新たにPeaceful Morning株式会社及び株式会社シューマツワーカーを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と新規連結子会社の取得のための支出（純額）との関係は次のとおりです。

Peaceful Morning株式会社

流動資産	81,361千円
固定資産	899千円
のれん	136,965千円
流動負債	50,540千円
固定負債	28,687千円
株式の取得価額	139,999千円
現金及び現金同等物	54,977千円
差引：取得のための支出	85,022千円

株式会社シューマツワーカー

流動資産	401,959千円
固定資産	24,117千円
のれん	1,093,801千円
流動負債	274,297千円
固定負債	196,947千円
非支配株主持分	39,374千円
株式の取得価額	1,159,911千円
新規連結子会社への第三者割当増資の引受	150,650千円
現金及び現金同等物	118,344千円
差引：取得のための支出	890,915千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は取引先の信用リスク又は取引先の信用リスクに晒されております。

未収入金は取引先の信用リスク又は取引先の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券及び投資有価証券は、信用リスク及び価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び預り金は流動性リスクに晒されております。

借入金、運転資金及び事業投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、経理規程及び債権管理規程に従い、コーポレート本部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

市場リスクの管理

当社グループは、営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは利益計画に基づきコーポレート本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
営業投資有価証券(3)	35,904	35,904	-
資産計	35,904	35,904	-

- (1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「短期借入金」、「未払金」、「預り金」については、現金であること、及び短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 「長期借入金」については、重要性が乏しいことから、注記を省略しております。
- (3) 市場価格のない株式等は、「営業投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(千円)
非上場株式	175,813

当連結会計年度(2023年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
営業投資有価証券(3)	38,549	38,549	-
資産計	38,549	38,549	-

- (1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「短期借入金」、「未払金」、「預り金」については、現金であること、及び短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 「長期借入金」については、重要性が乏しいことから、注記を省略しております。
- (3) 市場価格のない株式等は、「営業投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	262,907
出資金	201,569

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2022年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,117,461	-	-	-
売掛金	854,276	-	-	-
未収入金	853,530	-	-	-
合計	6,825,268	-	-	-

当連結会計年度(2023年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,734,898	-	-	-
売掛金	1,100,600	-	-	-
未収入金	971,553	-	-	-
合計	7,807,052	-	-	-

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2022年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	103,036	-	-	-	-	-
長期借入金	-	3,036	3,036	3,036	3,036	8,096
合計	103,036	3,036	3,036	3,036	3,036	8,096

当連結会計年度(2023年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	500,000	-	-	-	-	-
長期借入金	33,716	89,612	43,680	13,680	11,295	4,922
合計	533,716	89,612	43,680	13,680	11,295	4,922

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2022年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券	35,904	-	-	35,904
資産計	35,904	-	-	35,904

当連結会計年度(2023年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券	38,549	-	-	38,549
資産計	38,549	-	-	38,549

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2022年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2023年9月30日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2022年9月30日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	35,904	3,881	32,022
債券	-	-	-
小計	35,904	3,881	32,022
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	35,904	3,881	32,022

(注) 非連結子会社株式及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額175,813千円)は、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2023年9月30日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	38,549	1,521	37,028
債券	-	-	-
小計	38,549	1,521	37,028
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	38,904	1,521	37,028

(注) 非連結子会社株式及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額262,907千円)は、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	33,181	30,820	-
債券	-	-	-
合計	33,181	30,820	-

3. 連結会計年度中に減損処理を行ったその他有価証券

前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

当連結会計年度において31,192千円(非上場株式)の減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	72,085千円	153,295千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

該当事項はありません。

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2014年2月24日 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社使用人 21名
株式の種類及び付与数(注1)	普通株式 605,000株
付与日	2014年4月15日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければ、新株予約権を行使できないものとする。 発行会社の株式が、日本国内の証券取引所に上場された後12か月が経過するまでは、本新株予約権を行使できないものとする。 本新株予約権の相続はこれを認めない。 その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年1月1日～2023年12月31日

決議年月日	2015年12月25日 第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 当社使用人92名
株式の種類及び付与数	普通株式 242,500株
付与日	2016年1月29日
権利確定条件	(注2)
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年1月1日～2026年1月28日

決議年月日	2017年3月9日 第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社使用人24名
株式の種類及び付与数	普通株式 360,000株
付与日	2017年4月21日
権利確定条件	(注2)
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年1月1日～2027年4月30日

決議年月日	2021年8月20日 第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人25名
株式の種類及び付与数	普通株式 20,300株
付与日	2021年9月6日
権利確定条件	(注2)
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年10月1日～2031年9月5日

決議年月日	2021年12月24日 第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社使用人7名
株式の種類及び付与数	普通株式 31,500株
付与日	2022年1月14日
権利確定条件	(注2)
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年1月15日～2032年1月13日

決議年月日	2021年12月24日 第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役9名 当社使用人4名
株式の種類及び付与数	普通株式 91,300株
付与日	2022年1月14日
権利確定条件	(注2)
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年1月1日～2032年1月13日

決議年月日	2022年6月24日 第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人34名 当社子会社取締役1名
株式の種類及び付与数	普通株式 49,400株
付与日	2022年7月15日
権利確定条件	(注2)
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年7月15日～2032年7月14日

決議年月日	2022年9月7日 第14回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 当社使用人5名
株式の種類及び付与数	普通株式 144,000株
付与日	2022年9月27日
権利確定条件	(注2)
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年1月1日～2032年9月26日

決議年月日	2023年8月21日 第15回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社使用人8名
株式の種類及び付与数	普通株式 150,000株
付与日	2022年9月15日
権利確定条件	(注2)
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年1月1日～2033年9月14日

- (注) 1. 2014年3月19日付で株式1株につき200株の割合で2014年9月12日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
2. 上記のストック・オプションに権利行使条件が付されております。詳細は「第4 提出会社の状況
1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	2014年2月24日 第2回 新株予約権	2015年12月25日 第7回 新株予約権	2017年3月9日 第8回 新株予約権	2021年8月20日 第10回 新株予約権	2021年12月24日 第11回 新株予約権
権利確定前(株)					
前連結会計年度末		119,000	130,000	11,000	21,400
付与					
失効		500		400	
権利確定		118,500	130,000		10,400
未確定残				10,600	11,000
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	110,000			5,100	7,600
権利確定		118,500	130,000		10,400
権利行使	110,000	62,000	55,000	1,800	2,700
失効					
未行使残		56,500	75,000	3,300	15,300

決議年月日	2021年12月24日 第12回 新株予約権	2022年6月24日 第13回 新株予約権	2022年9月7日 第14回 新株予約権	2023年8月21日 第15回 新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	91,300	49,400	144,000	
付与				150,000
失効				
権利確定		24,700		
未確定残	91,300	24,700	144,000	150,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末				
権利確定		24,700		
権利行使		7,000		
失効				
未行使残		17,700		

(注) 2014年3月19日付で株式1株につき200株の割合で、2014年9月12日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

決議年月日	2014年2月24日 第2回 新株予約権	2015年12月25日 第7回 新株予約権	2017年3月9日 第8回 新株予約権	2021年8月20日 第10回 新株予約権	2021年12月24日 第11回 新株予約権
権利行使価格(円)	180	508	744	1	1
行使時平均株価(円)	1,595.53	1,750.40	1,620.30	1,441.72	1,424.60
付与日における公正な 評価単価(円)		1	1	1,945	1,049

決議年月日	2021年12月24日 第12回 新株予約権	2022年6月24日 第13回 新株予約権	2022年9月7日 第14回 新株予約権	2023年8月21日 第15回 新株予約権
権利行使価格(円)	1,158	1	1,476	1,327
行使時平均株価(円)		1,339.17		
付与日における公正な 評価単価(円)	535	1,369	924	709

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
(2) 主な基礎数値及びその見積方法

		第15回 新株予約権
株価変動性	(注) 1	58.91%
予想残存期間	(注) 2	5.7年
予想配当	(注) 3	0円/株
無リスク利子率	(注) 4	0.334%

- (注) 1. 5.7年間(2018年1月21日から2023年9月15日まで)の株価実績に基づき算定しました。
2. 権利行使期間(2025年1月1日から2033年9月14日まで)の中間点(2029年5月9日)までの5.7年を予想残存期間として採用しております。
3. 2022年9月期の配当実績によります。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. スtock・オプションの単位当たり本源的価値ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の額	-千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	155,707千円

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年9月30日)	当連結会計年度 (2023年9月30日)
繰延税金資産		
繰越欠損金(注)	339,384千円	385,681千円
投資有価証券評価損	24,526千円	34,077千円
営業投資有価証券評価損	30,392千円	30,392千円
資産除去債務	9,415千円	16,385千円
未払事業税	12,618千円	14,084千円
貸倒引当金	5,368千円	5,091千円
未払賞与	8,758千円	-千円
株式報酬費用	24,578千円	66,643千円
フリーレント賃料	3,378千円	10,978千円
その他	7,109千円	11,291千円
繰延税金資産小計	465,531千円	574,627千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	189,472千円	217,915千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	92,095千円	140,418千円
評価性引当額小計	281,567千円	358,333千円
繰延税金資産合計	183,964千円	216,293千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	4,794千円	7,013千円
その他有価証券評価差額金	9,805千円	11,337千円
その他	9,011千円	11,462千円
繰延税金負債合計	23,610千円	29,813千円
繰延税金資産純額	160,353千円	186,480千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年9月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	146,177	109,917	17,212	66,077	339,384
評価性引当額	-	-	1,180	105,001	17,212	66,077	189,472
繰延税金資産	-	-	144,997	4,915	-	-	149,912

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金339,384千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産149,912千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2023年9月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	87,599	44,943	40,868	212,269	385,681
評価性引当額	-	-	3,122	27,731	36,799	150,261	217,915
繰延税金資産	-	-	84,477	17,212	4,069	62,008	167,766

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金385,681千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産167,766千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年9月30日)	当連結会計年度 (2023年9月30日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
住民税均等割	1.09%	0.84%
評価性引当額の増減	20.17%	12.11%
税額控除	0.73%	8.73%
持分法による投資損益	2.40%	0.19%
その他	0.46%	0.34%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.68%	10.47%

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

1. Peaceful Morning株式会社

当社は、2022年10月14日付でPeaceful Morning株式会社の全株式を取得し、同社を完全子会社化しております。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：Peaceful Morning株式会社

事業の内容：RPAに関する専門メディア「RPA HACK」の運営、RPA開発者育成サービス「Robo Runner」、RPA・ローコードプロフェッショナルマッチングプラットフォーム「RPA HACKフリーランス」の提供など

企業結合を行った主な理由

当社グループは、インターネットを活用して個人が報酬を得るための仕組みであるクラウドソーシングを中心としたオンライン人材マッチング事業を展開し、個人やフリーランスの報酬を得る機会の拡大や信用を蓄積し活用する仕組みの拡充を目指しております。

Peaceful Morning株式会社は、RPA・ローコードによってDXを推進するために様々なサービス運営を行っております。2018年に「RPA HACK」をリリースし、RPAに関する専門メディアとしてRPAカオスマップ、ホワイトペーパー等の業界情報の発信を行ってきました。その後価値提供の領域を広げ、RPA・ローコードの導入・開発から運用・発展までの全域のサービスを提供しております。特に大企業を中心としたDX人材不足の解消、内製化のニーズが高まる中、Peaceful Morning株式会社の提供するRPA・ローコードエンジニア、きめこまやかなサポートサービスの需要はますます高まっております。

DX化が加速する昨今の状況において、Peaceful Morning株式会社を子会社化することでより積極的な事業拡大と当社ビジョンの実現が加速すると考えております。

企業結合日

2022年10月14日（みなし取得日 2022年10月1日）

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

100.0%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2022年10月1日から2023年9月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	139,999千円
取得原価		139,999千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 12,842千円

(5) 企業結合契約に定められた条件付取得対価の取得対価の内容及び今後の会計処理方針

条件付き対価の内容

業績の達成度合い等に応じて、条件付取得対価（アーンアウト対価）60,000千円を支払う契約を締結しております。

今後の会計処理方針

取得対価の増額が発生した場合には、取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正処理する方針です。

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

136,965千円

発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

償却方法及び償却期間

8年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	81,361千円
固定資産	899千円
資産合計	82,261千円
流動負債	50,540千円
固定負債	28,687千円
負債合計	79,227千円

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

該当事項はありません。

2.株式会社シューマツワーカー

当社は、2023年4月5日付で株式会社シューマツワーカーの株式を既存株主からの譲り受け及び第三者割当増資の引き受けにより取得し、同社を連結子会社化しております。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社シューマツワーカー

事業の内容：副業マッチングプラットフォームの運営

企業結合を行った主な理由

当社は「個のためのインフラになる」をミッションに、新しい働き方の選択肢を社会に提供すべく、企業と個人とをオンライン上でつなぐ人材マッチングプラットフォームの拡大に努めてまいりました。現在当社のプラットフォームに登録するクライアント企業は93.3万社、登録ワーカーは588.6万人を突破し、人材マッチング市場のリーディングカンパニーとしての地位を確立しております。また昨今、企業や個人の働き方に関する価値観の多様化に伴い、外部の専門人材（副業者・フリーランス）を活用する企業の増加や、副業に取り組むワーカーが増加するなど、副業市場が活発化しております。特に、ハイスキルな副業者に特化した新たなサービス「クラウドリンクス」においては、大手企業に勤めるハイスキル副業人材の登録が11万人を突破するなど急成長を遂げております。

株式会社シューマツワーカーは2016年の設立以来、「ハタラクを自由化し人生の可能性を広げる」をミッションに新しい働き方を安定化・一般化すべく、優秀な副業人材と企業とをマッチングするプラットフォームを運営し、新しい日本のライフスタイルを創出しています。

当社は株式会社シューマツワーカーをグループ会社として迎えることにより、当社が注力する副業領域でのクライアントに対してより幅広い人材の提供が可能になることに加え、ワーカーに対してもより多くの働く機会を提供する事が可能になり、当社のビジョンである「世界で最もたくさんの人に報酬を届ける会社になる」の実現と収益機会の拡大に寄与すると考えております。

以上により、株式会社シューマツワーカーをグループ会社として迎えることが中長期的な当社の副業領域における事業基盤の強化や事業価値向上に繋がるものと判断し、同社の子会社化を決定いたしました。

なお、当社の過去3年間の経営改善ノウハウを投下し、「投資先行赤字型経営」から「生産性向上による黒字再投資型経営」へ早期の移行を図ってまいります。

企業結合日

2023年4月5日（みなし取得日 2023年4月1日）

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

62.67%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2023年4月1日から2023年9月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,159,911千円
取得原価		1,159,911千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 6,500千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

1,093,801千円

発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	401,959千円
固定資産	24,117千円
資産合計	426,077千円
流動負債	274,297千円
固定負債	196,947千円
負債合計	471,244千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高 761,425千円

営業損失 155,523千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と当社の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響の概算額としております。また、のれん償却額は企業結合時に認識されたのれんが当連結会計年度の開始の日に発生したものととして算定した金額を影響額の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（5）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上「売掛金」に含まれております。契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った対価であります。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	期首残高	期末残高	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	734,394	854,276	854,276	1,100,600
契約負債	180,000	294,306	294,306	429,884

前連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、前連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。

また、前連結会計年度における契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。

また、当連結会計年度における契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、「マッチング事業」、「ビジネス向けSaaS事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属するサービスの種類

「マッチング事業」は、主にインターネット上で企業と個人がマッチングするサービスの運営を行っています。

「ビジネス向けSaaS事業」は、企業向けの業務管理ツールの提供を行っています。

2. 報告セグメントごとの売上高・利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高・利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注1)	調整額	連結財務諸表 計上額
	マッチング	ビジネス向け SaaS	計			
売上高						
一時点で移転される財又はサービス	1,769,209	-	1,769,209	38	-	1,769,247
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	8,570,920	231,553	8,802,474	-	-	8,802,474
顧客との契約から生じる収益	10,340,130	231,553	10,571,684	38	-	10,571,722
その他の収益	-	-	-	2,829	-	2,829
(1) 外部顧客への売上高	10,340,130	231,553	10,571,684	2,867	-	10,574,552
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	10,340,130	231,553	10,571,684	2,867	-	10,574,552
セグメント利益又は損失()	1,182,288	223,566	958,721	25,886	-	932,835
その他の項目 減価償却費	26,002	2,374	28,376	-	-	28,376

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規開発事業等を含んでおります。

2. セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

当連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注1)	調整額	連結財務諸表 計上額
	マッチング	ビジネス向け SaaS	計			
売上高						
一時点で移転される財又はサービス	2,090,272	9,918	2,100,191	669	-	2,100,860
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	10,664,902	411,711	11,076,613	-	-	11,076,613
顧客との契約から生じる収益	12,755,174	421,630	13,176,804	669	-	13,177,474
その他の収益	-	-	-	33,181	-	33,181
(1) 外部顧客への売上高	12,755,174	421,630	13,176,804	33,850	-	13,210,655
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	87	87	-	87	-
計	12,755,174	421,717	13,176,892	33,850	87	13,210,655
セグメント利益又は損失()	1,322,535	197,907	1,124,628	28,908	-	1,153,536
その他の項目 減価償却費	32,151	-	32,151	-	-	32,151

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規開発事業等を含んでおります。

2. セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

	報告セグメント			その他 (注)	全社・消去	合計
	マッチング	ビジネス向けSaaS	計			
当期償却額	14,427	-	14,427	-	-	14,427
当期末残高	91,120	-	91,120	-	-	91,120

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規開発事業等を含んでおりません。

(のれんの金額の重要な変動)

マッチング事業セグメントにおいて、コデアル株式会社の全株式を取得し、同社を完全子会社化しております。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当連結会計年度においては101,244千円であります。

当連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

	報告セグメント			その他 (注)	全社・消去	合計
	マッチング	ビジネス向けSaaS	計			
当期償却額	81,935	-	81,935	-	-	81,935
当期末残高	1,239,952	-	1,239,952	-	-	1,239,952

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規開発事業等を含んでおりません。

(のれんの金額の重要な変動)

マッチング事業セグメントにおいて、Peaceful Morning株式会社の全株式を取得し、同社を完全子会社化しております。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当連結会計年度においては136,965千円であります。

また、マッチング事業セグメントにおいて、株式会社シューマツワーカーの株式を取得し、同社を連結の範囲に含めております。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当連結会計年度においては1,093,801千円であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1．関連当事者との取引

- (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引
該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	299.66円	372.95円
1株当たり当期純利益	52.60円	71.23円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	51.74円	70.04円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	802,873	1,096,574
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	802,873	1,096,574
普通株式の期中平均株式数(株)	15,263,704	15,395,546
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	253,392	260,799
(うち新株予約権(株))	(253,392)	(260,799)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 317,500株 これらの詳細は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	新株予約権 294,000株 これらの詳細は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2022年9月30日)	当連結会計年度末 (2023年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	4,666,240	6,039,056
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	90,091	254,648
(うち新株予約権(千円))	(90,091)	(231,102)
(うち非支配株主持分(千円))	(-)	(23,545)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	4,576,149	5,784,408
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	15,271,374	15,509,836

(重要な後発事象)

(非連結子会社の吸収合併)

当社は、2023年11月9日開催の取締役会決議に基づき、2024年1月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社グルトを吸収合併する合併契約を締結し、2023年12月21日の株主総会で承認可決されました。

(1) 合併の目的

当事業と株式会社グルトが運営するメンバーペイの更なる連携強化、またグループにおける経営の効率化及び経営資源の有効活用を目的として、吸収合併することといたしました。

(2) 合併の要旨

合併の日程

取締役会決議日 : 2023年11月9日

吸収合併契約締結日 : 2023年11月9日

株主総会承認決議日 : 2023年12月21日

吸収合併効力発生日 : 2024年1月1日(予定)

合併の方式

当社を吸収合併存続会社、株式会社グルトを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式で、株式会社グルトは効力発生日をもって解散いたします。

合併に係る割当ての内容

当社完全子会社の吸収合併であるため、本合併による新株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(3) 被合併法人の概要(2023年9月30日現在)

名称	株式会社グルト
事業内容	オンラインサブスク決済サービスの運営
所在地	東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー6階
代表者の役職・氏名	代表取締役 野村 真一
資本金の額	27,631千円
純資産の額	1,750千円
総資産の額	98,808千円
売上高の額	45,158千円
当期純損失の額()	18,156千円

(4) 合併後の状況

本合併後の当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期について変更はありません。

(5) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	103,036	500,000	0.73	
1年以内に返済予定の長期借入金		33,716	0.77	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	20,240	163,189	0.77	2024年10月31日～ 2030年9月30日
合計	123,276	696,905		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	89,612	43,680	13,680	11,295

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,977,513	6,153,259	9,690,849	13,210,655
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (千円)	219,717	575,200	854,807	1,207,146
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (千円)	149,554	379,955	597,143	1,096,574
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	9.79	24.82	38.88	71.23

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純利益金額 (円)	9.79	15.03	14.05	32.21

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,001,474	5,463,615
売掛金	836,233	906,559
未収入金	2 853,659	2 968,412
営業投資有価証券	35,904	38,549
その他	2 45,067	2 63,067
貸倒引当金	17,039	12,836
流動資産合計	6,755,299	7,427,367
固定資産		
有形固定資産		
建物	83,985	104,008
減価償却累計額	31,782	50,746
建物(純額)	52,202	53,262
工具、器具及び備品	32,503	20,790
減価償却累計額	21,073	11,237
工具、器具及び備品(純額)	11,429	9,552
有形固定資産合計	63,631	62,815
無形固定資産		
ソフトウェア	19,996	10,017
のれん	-	80,995
無形固定資産合計	19,996	91,013
投資その他の資産		
関係会社株式	316,079	1,582,161
繰延税金資産	160,353	186,480
その他	270,441	305,451
貸倒引当金	493	604
投資その他の資産合計	746,380	2,073,487
固定資産合計	830,008	2,227,315
資産合計	7,585,307	9,654,683

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1 100,000	1 500,000
未払金	2 928,045	2 877,036
未払費用	178,459	213,704
未払法人税等	131,518	120,074
預り金	1,183,276	1,213,807
契約負債	282,272	416,934
その他	76,127	145,709
流動負債合計	2,879,700	3,487,266
固定負債		
資産除去債務	30,750	47,750
固定負債合計	30,750	47,750
負債合計	2,910,450	3,535,016
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,697,177	2,751,307
資本剰余金		
資本準備金	2,655,177	2,709,307
資本剰余金合計	2,655,177	2,709,307
利益剰余金		
その他利益剰余金		
オープンイノベーション促進積立金	-	252,315
繰越利益剰余金	789,684	150,113
利益剰余金合計	789,684	402,428
自己株式	120	169
株主資本合計	4,562,548	5,862,873
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	22,217	25,690
評価・換算差額等合計	22,217	25,690
新株予約権	90,091	231,102
純資産合計	4,674,857	6,119,666
負債純資産合計	7,585,307	9,654,683

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
売上高	1 10,449,068	1 12,023,954
売上原価	5,723,242	6,253,153
売上総利益	4,725,826	5,770,801
販売費及び一般管理費	1、2 3,814,823	1、2 4,519,298
営業利益	911,002	1,251,502
営業外収益		
為替差益	27,181	8,050
預り金失効益	59,581	88,146
その他	1 8,079	1 6,729
営業外収益合計	94,843	102,925
営業外費用		
支払利息	755	2,693
出資金運用損	4,897	2,191
その他	42	415
営業外費用合計	5,695	5,300
経常利益	1,000,150	1,349,127
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	-	3 12,230
特別利益合計	-	12,230
特別損失		
投資有価証券評価損	-	4 31,192
関係会社株式評価損	5 75,986	5 24,994
支払補償金	6 16,736	-
特別損失合計	92,722	56,187
税引前当期純利益	907,428	1,305,170
法人税、住民税及び事業税	166,784	140,716
法人税等調整額	50,389	27,659
法人税等合計	116,394	113,056
当期純利益	791,033	1,192,113

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)		当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
外注業務委託費		5,723,242	100.0	6,250,792	100.0
その他		-	-	2,360	0.0
合計		5,723,242	100.0	6,253,153	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
				オープンイノベーション促進積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	2,691,267	2,649,267	2,649,267	-	1,580,717	1,580,717	120	3,759,695	
当期変動額									
新株の発行	5,909	5,909	5,909					11,819	
当期純利益					791,033	791,033		791,033	
自己株式の取得								-	
オープンイノベーション促進積立金の積立								-	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	5,909	5,909	5,909	-	791,033	791,033	-	802,852	
当期末残高	2,697,177	2,655,177	2,655,177	-	789,684	789,684	120	4,562,548	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	16,408	16,408	18,459	3,794,564
当期変動額				
新株の発行				11,819
当期純利益				791,033
自己株式の取得				-
オープンイノベーション促進積立金の積立				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,808	5,808	71,631	77,439
当期変動額合計	5,808	5,808	71,631	880,292
当期末残高	22,217	22,217	90,091	4,674,857

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
			オープンイノベーション促進積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	2,697,177	2,655,177	2,655,177	-	789,684	789,684	120	4,562,548	
当期変動額									
新株の発行	54,130	54,130	54,130					108,260	
当期純利益					1,192,113	1,192,113		1,192,113	
自己株式の取得							49	49	
オープンイノベーション促進積立金の積立				252,315	252,315	-		-	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	54,130	54,130	54,130	252,315	939,798	1,192,113	49	1,300,325	
当期末残高	2,751,307	2,709,307	2,709,307	252,315	150,113	402,428	169	5,862,873	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	22,217	22,217	90,091	4,674,857
当期変動額				
新株の発行				108,260
当期純利益				1,192,113
自己株式の取得				49
オープンイノベーション促進積立金の積立				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,472	3,472	141,011	144,484
当期変動額合計	3,472	3,472	141,011	1,444,809
当期末残高	25,690	25,690	231,102	6,119,666

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の処理方法

有形固定資産

定率法(ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間にわたり均等償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における各履行義務に配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するに依りて）収益を認識する。

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。なお、取引に関する支払条件は、短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。また、取引の対価に変動対価は含まれておりません。

・マッチング事業

マッチング事業では、主にインターネット上でクライアントとワーカーをマッチングするサービスの提供を行っております。

i. ダイレクトマッチング事業

1 顧客との契約に基づく主な義務の内容

仕事を依頼したい企業（クライアント）と働きたい個人（ワーカー）をインターネット上で直接マッチングするプラットフォームサービスを運営し、成果物の納品・検収を仲介する義務があります。

2 1の義務に係る収益を認識する通常の時点

ワーカーからクライアントへ成果物の納品又は役務の提供が行われることにより、履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

・エージェントマッチング事業

1 顧客との契約に基づく主な義務の内容

専任スタッフが企業（クライアント）と働きたい個人（ワーカー）のマッチングを支援する人材マッチングサービスを運営し、契約期間にわたりクライアントの発注業務に適したワーカーをマッチングし、業務遂行のサポートをする義務があります。

2 1の義務に係る収益を認識する通常の時点

契約期間にわたりサービス提供をするにつれて顧客が便益を享受し、履行義務が充足されることから、一定期間にわたり収益を認識しております。

・ビジネス向けSaaS事業

ビジネス向けSaaS事業では、期間契約によりサービス提供を行うクラウド型のサービスツールの提供を行っております。

1 顧客との契約に基づく主な義務の内容

サービス提供契約に基づき、自社で運営するクラウド型のサービスツールを提供し、契約期間にわたって顧客に利用可能な環境を提供する義務があります。

2 1の義務に係る収益を認識する通常の時点

契約期間にわたりクラウド型のサービスツールを運営するにつれて顧客が便益を享受し、履行義務が充足されることから、一定期間にわたり収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	316,079	1,582,161

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は市場価格のない株式であり、超過収益力等を反映した取得原価をもって貸借対照表価額としております。当社では、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下し、実質価額について、事業計画等入手し回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、相当の減額を行うこととしております。

関係会社株式の評価における重要な見積りは発行会社の事業計画に基づく超過収益力等であり、その重要な仮定は、将来売上高の成長率です。

重要な仮定である事業計画における将来売上高の見積りの不確実性が高く、予測不能な事態の発生により、株式発行会社の事業計画の遂行が困難な状況となり将来の業績回復が見込めなくなった場合、翌事業年度の財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	160,353	186,480

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度末において重要な税務上の欠損金が生じていることから、翌事業年度の課税所得の見積額に基づいて翌事業年度の一時差異等のスケジュールリングを行い、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

繰延税金資産の回収可能性における重要な見積りは当社の事業計画に基づく課税所得であり、その重要な仮定は、将来売上高の成長率です。

重要な仮定である事業計画における将来売上高の見積りの不確実性が高く、予測不能な事態の発生により、将来売上高が変動することに伴い課税所得の見積額が変動し、回収可能な繰延税金資産の金額が変動する可能性があります。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当該会計基準適用指針の適用が財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

- 1 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。
当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
当座貸越極度額の総額	2,400,000千円	2,900,000千円
借入実行残高	100,000千円	500,000千円
差引額	2,300,000千円	2,400,000千円

- 2 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
短期金銭債権	2,074千円	3,598千円
短期金銭債務	76千円	244千円

(損益計算書関係)

- 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
営業取引による取引高		
売上高	140千円	4,907千円
販売費及び一般管理費	69千円	819千円
営業取引以外の取引による取引高	2,237千円	5,004千円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。なお、販売費に属するおおよその割合は前事業年度29.2%、当事業年度19.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度70.8%、当事業年度80.8%であります。

	前事業年度 (2021年10月1日 2022年9月30日)	当事業年度 (2022年10月1日 2023年9月30日)
給料手当	1,130,838千円	1,589,579千円
減価償却費	28,278千円	31,902千円
のれん償却費	4,303千円	5,062千円
広告宣伝費	1,112,797千円	865,474千円
貸倒引当金繰入額	4,933千円	2,770千円

- 3 抱合せ株式消滅差益

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

当社の連結子会社であったコデアル株式会社を吸収合併したことに伴い、計上したものであります。

- 4 投資有価証券評価損

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

当社が保有する投資有価証券について、取得価額に比べて実質価額が著しく下落したため、減損処理を実施したものであります。

- 5 関係会社株式評価損

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

当社の持分法適用会社である株式会社OPSIONについて、関係会社株式評価損を計上したものであります。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

当社の持分法適用会社である株式会社OPSIONについて、関係会社株式評価損を計上したものであります。

- 6 支払補償金

前事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

SBテクノロジー株式会社に譲渡した株式の譲渡後の当社負担事項について臨時的に発生した補償金であります。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
子会社株式	291,085	1,582,161
関連会社株式	24,994	-
計	316,079	1,582,161

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	339,384千円	167,766千円
投資有価証券評価損	24,526千円	34,077千円
営業投資有価証券評価損	30,392千円	30,392千円
関係会社株式評価損	23,267千円	-千円
資産除去債務	9,415千円	14,621千円
未払事業税	12,618千円	14,084千円
貸倒引当金	5,368千円	4,115千円
未払賞与	8,758千円	-千円
株式報酬費用	24,578千円	66,643千円
フリーレント賃料	3,378千円	10,978千円
その他	7,109千円	8,962千円
繰延税金資産小計	488,798千円	351,643千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	189,472千円	-千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	115,362千円	135,350千円
評価性引当額	304,834千円	135,350千円
繰延税金資産合計	183,964千円	216,293千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	4,794千円	7,013千円
その他有価証券評価差額金	9,805千円	11,337千円
その他	9,011千円	11,462千円
繰延税金負債小計	23,610千円	29,813千円
繰延税金資産(負債)の純額	160,353千円	186,480千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
住民税均等割	1.12%	0.78%
評価性引当額の増減	18.10%	12.99%
税額控除	0.75%	9.43%
その他	0.07%	0.32%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.82%	8.66%

(企業結合等関係)

1. 取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(非連結子会社の吸収合併)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

また、当該合併に伴い、翌事業年度において、抱合せ株式消滅差損として約164,390千円を特別損失に計上する見込みです。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	期末 取得原価 (千円)
有形固定資産							
建物	52,202	20,023		18,963	53,262	50,746	104,008
工具、器具及び備品	11,429	1,397	314	2,959	9,552	11,237	20,790
有形固定資産計	63,631	21,420	314	21,923	62,815	61,984	124,799
無形固定資産							
のれん		86,058		5,062	80,995		
ソフトウェア	19,996			9,979	10,017		
無形固定資産計	19,996	86,058		15,041	91,013		

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物...本社 内装工事等 20,023千円

のれん...コデアル株式会社の合併に伴う増加 86,058千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	17,533	12,427	16,520	13,440

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL： https://crowdworks.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第12期(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)2022年12月23日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年12月23日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第12期第1四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)2023年2月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第12期第2四半期(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)2023年5月15日関東財務局長に提出。

事業年度 第12期第3四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)2023年8月9日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2022年12月23日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)及び第8号の2(子会社取得の決定)の規定に基づく臨時報告書

2023年3月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(届出を要しない株券等又は新株予約権証券等の発行)の規定に基づく臨時報告書

2023年8月21日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書

2023年9月25日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年12月22日

株式会社クラウドワークス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島 村 哲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根 本 知 香

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クラウドワークスの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クラウドワークス及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社シューマツワーカーの株式取得に係る会計処理及びのれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応

<p>注記事項（企業結合等関係）に記載されているとおり、会社は、2023年4月5日付で株式会社シューマツワーカーの株式を既存株主からの譲り受け及び第三者割当増資の引き受けにより取得し、同社を連結子会社化している。</p> <p>会社は、企業価値評価の専門家を利用して被取得企業の事業計画に基づいて当該株式の価値を算定し、取得原価を決定している。また、会社は、当該取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債のうち企業結合日における識別可能なものに対して、その企業結合日における時価を基礎として配分し、その結果、発生したのれんの金額は、1,093,801千円である。当該金額は、当連結会計年度末の連結貸借対照表における総資産に対して11%の割合である。</p> <p>会社は、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、子会社の事業計画の達成可能性に疑義が生じるなど超過収益力の毀損が認められる場合には、のれんについて相当の減額を行うこととしている。</p> <p>当監査法人は、以下の理由により、株式会社シューマツワーカーの株式取得に係る会計処理及びのれんの評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同社株式の取得原価（1,159,911千円）に含まれるのれん（超過収益力）の金額は取得時点において94%を占めており、その割合が大きいこと。 ・ 取得原価の基礎となる事業計画の重要な仮定である将来売上高の成長率は、将来の新規契約内定数や解約数といった要素に影響を受け、不確実性が高いものであること。 ・ 事業計画の達成可能性の判断は、経営者の偏向の影響を受ける可能性があること。 	<p>当監査法人は、株式会社シューマツワーカーの株式取得に係る会計処理及びのれんの評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同社株式の評価の基礎となる事業計画を検討するにあたり、取締役会議事録の閲覧及び経営管理者へのインタビューを実施した。 ・ 企業価値評価の専門家が株式取得時の企業価値の検討に使用した評価手法及び前提条件について、当監査法人のネットワークファームの企業価値評価の専門家を関与させて検討した。 ・ 同社の属する市場環境について、IT人材の動向等、関連する外部の公表情報を閲覧した。 ・ 事業計画の重要な仮定である将来売上高の成長率について、新規契約内定数や解約数といった要素ごとに将来の予測を評価した。また、楽観的又は悲観的な傾向を示していないかを検討するために、直近の同業他社の業績動向と比較した。 ・ 経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、また、経営環境の著しい悪化等の減損の兆候の有無を検討するために、当連結会計年度末時点において、取得時の事業計画とその後の実績値を比較した。
---	--

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社クラウドワークスの2023年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社クラウドワークスが2023年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年12月22日

株式会社クラウドワークス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島 村 哲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根 本 知 香

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クラウドワークスの2022年10月1日から2023年9月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クラウドワークスの2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社シューマツワーカーの株式取得に係る会計処理及び同社株式の評価

連結財務諸表の注記事項（企業結合等関係）に記載されているとおり、会社は、2023年4月5日付で株式会社シューマツワーカーの株式を既存株主からの譲り受け及び第三者割当増資の引き受けにより取得し、同社を連結子会社化している。

会社は、企業価値評価の専門家を利用して被取得企業の事業計画に基づいて当該株式の価値を算定し、取得原価を決定している。また、当事業年度末の貸借対照表に計上している1,582,161千円の関係会社株式のうち1,166,411千円が同社に係るものであり、総資産の12%を占めている。

会社は、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、発行会社の財政状態の悪化により実質価値が著しく低下し、実質価値額について、事業計画等を入手し回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、相当の減額を行うこととしている。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（株式会社シューマツワーカーの株式取得に係る会計処理及びのれんの評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。